

令和6年第3回竹原市議会定例会議事日程 第3号

令和6年9月10日（火） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 松本 進 議員

(2) 下垣内和春 議員

(3) 平井 明道 議員

令和6年9月10日開議

(令和6年9月10日)

議席順	氏 名	出 欠
1	平 井 明 道	出 席
2	村 上 ま ゆ 子	出 席
3	蕎 麦 田 俊 夫	出 席
4	下 垣 内 和 春	出 席
5	今 田 佳 男	出 席
6	山 元 経 穂	出 席
7	高 重 洋 介	出 席
8	堀 越 賢 二	出 席
9	川 本 円	出 席
10	大 川 弘 雄	出 席
11	道 法 知 江	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹 原 章 弘

議会事務局係長 木 原 昌 伸

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	向 井 直 毅	出 席
企 画 部 長	國 川 昭 治	出 席
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀	出 席
建 設 部 長	岡 崎 太 一	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
教 育 委 員 会 参 事	大 橋 美代子	出 席

午前１０時００分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第３号を配付いたしております。この日程のとおり会議を進めます。

日程第１

議長（大川弘雄君） 日程第１、昨日に続き一般質問を行います。

質問順位４番、松本進議員の登壇を許します。

１４番（松本 進君） おはようございます。日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

まず、第１番目の質問項目は、本郷産廃場の汚染水防止対策についてであります。

三原の産廃場、水から法定値超えの鉛、埋立て中止を指導、広島県、管理者組合に。この中国新聞の報道に私は大変驚きました。繰り返される産廃法の水質基準を超える水質汚染の実態に、住民の不安や怒りは頂点に達していると考えます。今こそ、竹原市や広島県など行政は、住民の健康と命を守る第一義的な仕事を本気で取り組む必要があると思います。

そこで、市長に質問です。

まず最初に、広島県が７月２４日に３か所で採水した本郷産廃場の浸透水の水質調査結果は、法定水質基準値の最大１．８倍の鉛を検出したとありますけれども、他の有害項目２４項目はどのようなになっていますか。また、周辺水路の調査の結果についても伺います。

次に、今後の対応についてですけれども、ＪＡＢ組合任せでなく、広島県が直接に本郷産廃場に混入した鉛、その他化合物などが浸透水を汚染した原因の解明、またその汚染物質等の撤去、浄化、今後の抜本的な汚染防止対策を行う必要があると考えます。市長はどのように対応されますか。

次に、６月市議会の私の質問で、市長は、産廃場排水について市民が不安に思われていることは認識しており、市民の不安を払拭し、安心を確保するため、広島県に環境配慮手続条例の制定や産廃場の適正な管理の要請を行っていますとの答弁でした。

この条例の制定で、産廃場浸透水などの汚染防止がどのように実行できますか。また、

産廃法の適正な管理で汚染物質や有害物質の混入を防止する具体的実効策を伺います。

次に、実効ある竹原市水源保護条例の制定は急務であります。竹原市の環境基本条例の前文や同条第12条の具体的な施策を実行するために、現在、竹原市はどこまで水源保護条例制定の検討、具体化をされているのか伺います。

次に、竹原市の貴重な水道水源を守る市長の決意についても質問します。

たけはらの上下水道の施設紹介、上水道から水道施設概要図には、竹原市の水道水源は自己水源のほとんどが地下水に依存しており、良質な原水が確保されています。また、広島県の用水供給事業から浄水を受水していますと紹介されています。この原水を比較すると、竹原市中通水源は一般細菌、大腸菌ともゼロの数値——2020年水質調査によりますけれども——、これに対して、広島県用水の原水は一般細菌1ミリリットル当たり160個、また大腸菌については100ミリリットル当たり45個、この調査も21年瀬野川浄水場の入り口で調査したものでした。

また、広島県用水からの受水経費は、昭和59年、1984年4月から令和元年、2019年度末までの現在の36年間で72億円と巨額な経費がかかったと市長答弁です。

そこで、市長に質問します。

竹原市の良質な水源を守ることは、市民の健康、命を守ることであり、また貴重な水資源を子々孫々まで継承する責務を有すると考えますが、市長はどのように認識して、具体的な水源汚染のおそれを防止していますか。

次の2番目の質問項目は、竹原DMO、いわゆる竹原観光まちづくり機構について質問します。

6月市議会の私の一般質問では、竹原DMOが事業を外部に委託して実施する場合は、竹原市の公募に参加した実績のある業者まで案内し、プロポーザル等により委託先事業者を選定していますとの答弁でした。

そこで、市長に質問します。

まず最初は、竹原市公募型プロポーザル実施要領にある参加資格の確認は、竹原DMOの誰がどのように実施していますか。

審査方法は、受注者選定委員会が設置して審査するとありますけれども、委員のメンバーはどのようになっていますか、伺います。

次に、2023年度、令和5年度事業取組実績で、事業内容1から10の審査基準に基づく評価点——提案点と価格点の合計——こういった評価点の最高と最低はどのようにな

っていますか。各委員の評価点の合計が最も高い提案者が受託候補者として選定することになっています。

次の質問は、竹原DMOの会費は6月の議会答弁にありましたが、その入会金と年会費の財源はどこから支出され、その総額はそれぞれ幾らでしょうか。

次に、竹原市の大型客船観光客の誘致活動の発端、経緯は、2019年10月に別の用件で竹原市を訪問された株式会社エイピックから提案され、市長も了解されたと理解していますが、これでよいでしょうか。

次に、エイピックの請求金額の未払いは、その後どのように対応されましたか。相手との話し合いはされたのかどうかも伺っておきたいと思います。

以上、壇上での質問とします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えいたします。

1点目の本郷産業廃棄物最終処分場についての御質問でございます。

本年7月24日に広島県が実施いたしました行政検査の結果について確認したところ、検査項目はBOD及びCODの生活環境2項目のほか、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物の有害7項目であり、鉛及びその化合物以外の項目については、いずれも基準に適合していたとのことであります。

また、浸透水の基準値を超過していた鉛及びその化合物について、周辺的生活環境への影響を把握するため、日名内川の農業用取水口付近の水路において水質検査を実施したところ、鉛及びその化合物は検出されず、環境基準に適合していることが確認されております。

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令においては、浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果、基準に適合していない場合は、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、その他生活環境の保全上必要な措置を講ずることは事業者の責務とされていることから、広島県から事業者に対して、産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、原因の究明及び改善措置を速やかに講じるよう指導したところであります。

本市といたしましては、事業者による原因の究明及び改善措置が適切であるかの確認を

行う広島県に対し、引き続き廃棄物処理法に基づいた厳正な対応を行っていただくよう求めてまいります。

次に、環境配慮手続条例につきましては、広島県の産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱に定められている事項の条例化を広島県に求めているものであります。

同要綱には、施設の設置等に係る事業計画の事前協議及び地元説明会の開催など、許可申請前の必要な手続が規定されておりますが、これらの事項を広島県が条例として定めることにより、より実効性が高まり、産業廃棄物処理施設の設置や変更に伴う紛争の予防と調整が図られることとなるものと考えております。

また、汚染物質や有害物質の混入を防止するためには、展開検査や水質検査の確実な実施など、法令に基づく廃棄物最終処分場の適正な維持管理が重要であることから、広島県に対して、本郷産業廃棄物最終処分場への行政検査の充実強化など、廃棄物処理法に基づく監視、指導の徹底を求めてまいりたいと考えております。

水源保護条例の制定につきましては、今後、三原市が制定された条例を実際に運用される中で、どのような効果を発揮しているかなど、その動向を注視しながら必要な情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、水源汚染のおそれの防止につきましては、水を汚す大きな原因は一般家庭等の生活排水であることから、水環境を守るための生活排水対策が不可欠であります。そのため、本市においては公共下水道の整備を図るとともに、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進するなど、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止に取り組んでいるところであります。

また、水質汚濁防止法に基づく公共用水域等の水質測定計画に従って、賀茂川及び田万里川、葛子川の3地点で2か月に1回の採水を行うとともに、水質測定計画以外にもその他の河川等において定期的に水質調査を実施しており、市内の公共用水域における水質の汚濁を監視するなどの取組を行っております。

今後も、本郷産業廃棄物最終処分場からの排水については、広島県や三原市と連携を図りながら、水質の保全のため、必要な取組を実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目の竹原観光まちづくり機構についての御質問でございます。

一般社団法人竹原観光まちづくり機構が行う事業につきましては、外部の事業者等に委託して実施する場合は、市内に実施が可能な事業者があれば市内事業者を優先させ、それ

以外の場合は市外事業者を含めて委託先事業者を選定していくこととしております。

選定に当たっては、事業形態、業務内容に応じて手法を検討するとともに、民間事業者との連携も意識しながら、共同して効果的な事業遂行ができるかという視点を持ち、業者選定を行っております。

昨年度のインバウンド誘致観光プロモーション事業においては、プロポーザル方式による手法により業者選定を行ったところであり、この事例で申しますと、市の委託実績のある複数の大手旅行業者を対象に業務仕様書を送り、応募のあった事業者から竹原観光まちづくり機構の事務局長、事業課長、担当者が事業提案を受け、業務に対する考え方や提案、実施に向けた体制などを審査するとともに、事業経費の見積りを求めた上で、業者を選定したものであります。

その他の業務につきましても、せとうちDMOや広島県観光連盟などの観光事業を先駆的に実施している団体から実施予定の業務に精通し実績のある事業者の紹介を受け、その事業者に対して提案を募集し、提出のあった企画書や見積りを基に、竹原観光まちづくり機構の事務局において、事業者の選考を行っております。

今後も、本市から竹原観光まちづくり機構に委託する事業につきましては、当該事業の趣旨を十分に理解いただき、竹原観光まちづくり機構の特性を生かした適正な業者選定等に努めていただくよう求めてまいります。

次に、竹原観光まちづくり機構の会費等につきましては、一般社団法人を設立した者を正社員として、令和5年度からその負担を求めており、設立時の正社員の構成は、法人正社員が3団体、個人正社員が2者であり、納入の対象となっております。

年会費等の負担は、団体正社員であればその団体が、個人正社員であればその個人がそれぞれ負担するものであり、令和5年度決算における会費等の収入額は、入会金17万円、年会費62万円、合計79万円となっております。

次に、竹原市への大型客船の誘致につきましては、瀬戸内海独自の魅力、特色を生かした独自のクルーズ振興を図り、瀬戸内海がブランド力の高いクルーズの海となることを目的に、国をはじめ、瀬戸内海沿岸の県や市などの自治体、経済団体など、クルーズ振興に係る官民の関係者が一体となって構成される瀬戸内海クルーズ推進会議に平成30年の設立時から参画し、関係機関と連携を図りながら活動を行ってきたところであります。

このような中で、株式会社エイピックの代表者がクルーズ船運航会社に知り合いがいるとのことから、相手方からクルーズ船誘致の提案があり、取り組むこととしたものであり

ます。

株式会社エイピックからの請求の件に関しましては、竹原観光まちづくり機構において、既に弁護士に代理人として対応を委任しているところであり、その後も適切に対応されているものと認識しております。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） それでは、再質問をしたいと思います。

まず、本郷産廃場の汚染水防止対策についてから始めたいと思います。

県が調査した中で、法定水質基準値最大1.8倍の鉛等を検出したということで、それに対する今後の対応をどうするかが大切だということでの質問になります。

JAB任せではなくて、広島県が直接その原因解明や対応に当たるべきだという質問を行いました。それに対して答弁は、広島県は事業者に原因究明等を指導したということで、この答弁というのは広島県が直接このたびの汚染原因、その原因の究明はしないというような答弁になりますけども、そのように理解していいのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 広島県の対応についての御質問でございます。

今回の産業廃棄物最終処分場に係る対応につきましては、広島県は専門家の助言も受けながら、改善措置の内容が適正であることの検証及び浸透水の水質が行政検査により基準に適合していることを確認されております。

また、事業者の報告にありました井戸水から検出物質、鉛が検出された報告に関わりましても、井戸水及び県の行政検査で基準を超過した浸透水について、県は有識者に助言を受け、懸濁物質による影響を検査により検証したところ、鉛による汚染が懸濁物質に起因することが判明したということでもありますから、県のほうで確認をされていると認識しております。

また、産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、その他生活環境の保全上必要な措置を講じることは、法令により事業者の責務とされております。県においても、今後は浸透水の水質検査を強化して実施し、検査の結果、基準を超過した場合には廃棄物処理法に基づき厳正に対応されるということです。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 私の再質問といいますか、壇上での質問の趣旨というのは正確に捉えていただきたいと思います。なぜ県が直接この汚染原因を究明しないのか。そこを私は大変不思議に思うのです。それはなぜかという、広島県そのものがこの産廃場に関わる許認可の権限を持っている、認めるかどうか権限を持っている。そして、これまでやってきた経過は何回か汚染があって、県の指導もやっていますが、今回も基準値の1.8倍の鉛等が検出された。この原因について、私は県がきちっとはつきりしないと、今後の対策そのものが事業者に対する指導ができないのではないかというので心配なのです。

ですから、先ほど県が事業者に要請したというのは、私は県が直接今回の汚染の原因を究明しないと、そして産廃場の建設の許認可権限を持つ県が、なぜ独自で原因究明をしないのかと、ここを聞いているわけですからお答えいただきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 繰り返しになりますが、県は事業者の報告を受けまして、井戸水の調査をされまして検証したところ、鉛による汚染が懸濁物質に起因することが判明したということでございます。ですから、県による検証を経て、審査を経て原因が井戸水によるものと判明したため、搬入が再開したものと認識しております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 私が聞いたのは、こういった汚染原因を、原因究明を県が事業者に指導したということでありました。ですから、私がもう一回聞きたいのは、県が産廃場の設置の許認可を持っている、だからいろんな事態が起こったら、水質検査の基準を超える水質悪化が起こっているわけですから、前にもこういうことがありました。今回も起こっています。ですから、県が直接その分を、鉛が入ったのはどういった原因で廃棄物が捨てられて、そういった鉛が含まれて排水として出てきたのかという原因と経路を含めてきちっと解明しないと、その後の対策が取れないではないかと。県としては、なぜそこを直接しないのかと、原因究明をしないのかと、汚染原因について。これをもう一回だけ確認したいと思います。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 繰り返しになりますが、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令において、事業者の原因の究明等の責務が課されております。技術上の基準に基づいた報告を基に、県は適正に検証をされま

して、その結果、原因を判断されたものと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 端的に聞けば、県は産廃場の許認可の権限を持っているということで、さっき言ったいろんなこういったことが起こった場合は事業者の責務があるよというのは分かりましたけども、何か産廃法の中にこういった事態が起こった場合、県が直接究明したりすることはできないというような文言があるのでしょうか。そこだけは確認しておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） そういった文言はございませんし、県も直接調査をして原因を究明されていると考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ぜひ市民が理解できるような丁寧な原因究明と、その原因究明があつて次の段階に進むことができるということで、第一歩はきちっと竹原市としても県に強く、県が直接調査するような対応をしてもらうように求めていると思います。

それで、次の質問は産廃場排水について、今いろいろ汚染水等が起こって排出して、市民の不安があります。

そこで、壇上での私の質問に対する答弁で、市民の不安を払拭するためにどういった、1つは県が環境配慮条例をつくる、この制定を要請しているよということがありました。この環境配慮条例を県がつくった場合、より実効性が高まるという答弁がありましたけれども、市民の不安を払拭するためには、産廃場からの排水の汚染が起きないと、これが市民の不安を払拭する大前提といいますか、産廃場からの排水が汚染されていることが繰り返されたわけですから、これが起きないことが大前提であつて、もう一回聞きたいのは、この環境配慮条例をつくれば、現在起きている排水の汚染、抜本的に防止できるのかどうか、その根拠を含めてお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 本市が要望している広島県の環境配慮条例と申しますのは、施設設置前や変更前の段階についての規定となります。条例を制定いただけた場合、今後施設の新設や変更等があるときに効果が期待できるものと考えております。施設設置後における、今回の場合の本郷産廃処分場等における施設の適正な維持管理につきましては、廃棄物処理法の法律に基づいた適切な対応が図られることになると考えております。

答弁でも申し上げましたが、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令により、安定型産業廃棄物最終処分場においては、安定5品目以外の混入を防ぐための展開検査の実施が義務づけられております。また、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入がないことを確認するため、浸透水の水質検査が義務づけられており、基準を超えた場合には産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止、その他生活環境保全上必要な措置を講じることとされております。

安定型産業廃棄物最終処分場の周辺生活環境の保全のためには、展開検査や水質検査の確実な実施及びその結果の公表など、法令に基づく廃棄物最終処分場の適正な維持管理が不可欠でありまして、そのためにも広島県における最終処分場に対する監視、指導を徹底して行っていただくことが重要であると考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今の答弁は、大ざっぱに概略を言うと、環境配慮条例では今起きている産廃場の排水、これを抜本的に防止することができないというふうな私は理解をしていますし、そういった答弁ではなかったかと思うのです。

それで、次に移りますけれども、産廃法の適正な管理によって汚染物質、有害物質を防止するというので、私が伺ったのは汚染物質、今の適正な産廃法の管理で有害物質や汚染物質の混入を防止する、この具体的な施策は何かと、どうするのかということをお尋ねしたわけですが、展開検査や水質調査の確実な実施云々というのがありました。ですから、その答弁というのは展開検査の確実な実施を行う、これは広島県に行政指導の充実を求めるということで、展開検査の確実な実施というのは、現在、法の中での展開検査が十分行われていないような認識を竹原市もお持ちなのかどうかを確認しておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 展開検査や水質検査を十分に実施することによって水質が守られるというふうに本市としては考えております。

また、十分に適切に実施していただくことを県による行政検査によって適正に確認していただくことによって適正な維持管理につながるものと考えておりますので、広島県に行政検査の充実強化を求めてまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 私が言ったのは、法に基づく確実な展開検査は現在は今行われていないというのが市の認識なのかということをもう一回確認しておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 行政検査は、今も県は適正に実施していただいていると思いますから、今回、鉛が超過した部分が判明されましたけれども、それについても適正な対応を行っていただいていると考えております。ですので、展開検査や水質検査を十分に行っていただくこと、また広島県がそれに対する行政検査を適正に行っていただけることで水質が守られるというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 展開検査について確認を求めたいと思うのですが、私もあそこの現地の調査に行ったことがありますし、地元の住民の方が監視、チェックをされています。展開検査が今も確実に実施されているというような答弁がありましたけれども、私が行ったとき、展開検査というのは産業廃棄物がトラックで搬入されて、トラックから埋め立てるところに今あるわけですから、埋め立てる前に現地でトラックから鉄板等の下ろして、5品目以外の分が混入していないかどうかというのを目視でチェックするようになっていますよね、これが展開検査と思うのですが。これを確実に実施されるという答弁されましたけれども、県がそこで確実にやっているというのは確認して今答弁されているのですか。私が行ったときは、要するに展開検査がさっき言ったトラックからそのままぱさっと埋め立てて砂をかぶせるというのではなくて、本来展開検査というのはトラックから一応埋める前に鉄板等の下ろして5品目以外の混入物がないかどうかをチェックするわけですから。私が現地で見たときは、チェックをせずにトラックから下ろして、後ブルドーザーで砂をかぶせるということが行われていたから。住民の監視の方もきちっと展開検査は行われていないという声を私は聞いているから。

しかし、今の答弁は展開検査は確実に実施されていると、これは間違いないかどうか。それはどういった確認をされているのかどうかを、確実にやっているということを言われたわけですから、その内容について私が言ったように一台一台そういった車から下ろして埋め立てる前に5品目をチェックして、それ以外はいけないよということをチェックして埋め立てる、後は砂をかぶせるということでしょうけど、やっているのかどうかを確認しておきます。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 繰り返しになりますけども、産業廃棄物最終処分場の周辺生活保全のためには、展開検査や水質検査などの実施など、法令に基づく廃棄物最終処分

場の適正な維持管理が重要であると考えております。

そうした適正な実施を監視する行政検査が適正に行われることが必要であるとも考えておりますので、広島県に対して行政検査の充実強化を求めてまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 展開検査の考えを聞いているのではなくて、私は市長答弁にあったように、展開検査は確実に実施、これを県に要請するということがあったからいろいろ質問したのですけれども、現在でも確実に実施されているという答弁がありました。ですから、私が再質問したのは、現地で私が行ったときに確認したときは、トラックから展開検査をしないで直接投棄して砂をかぶせる、こういったことが行われていた。住民の関係者の方も聞いています。しかし、今あなたが答弁した分で、現在も展開検査は確実に実施されているということがあったから、それはきちっと確認されて答弁されたのかどうか、その記録は残ってなくてはいけませんから、トラックから一台一台の廃棄物を展開検査しているというチェックできるものがあるのかどうかを含めて、再度確認しておきたいと思えます。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 先ほど部長が答弁させていただきましたのは、展開検査等を確実に実施していただくことが、この環境を保全していく廃棄物の適正な処理につながっていくということで申し上げたのみで、展開検査が確実に実施されていることを我々が確認しているということではございません。実質、毎日のように廃棄物が搬入される中で、それが展開検査をきっちりされているかどうか、我々が確認することはなかなか難しいのではないかというふうに考えます。そうした中で、そういったことが確実に行われているかどうか、それに基づいて浸透水等が汚染されていないかどうかというところについて、県のほうで一定にそういう行政検査をしていただいて、その確認を行っていただいているところでありまして、それにもし基準値を超える汚染水があった場合は、搬入の中止等、あるいはその対策というものが県のほうで求められているところでございますので、そういった検査を確実に実施していただいて、監視、指導強化というものを県にしっかりしていただくということを我々とすれば求めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今、副市長のほうからは、竹原市としては展開検査が確実に実施されているかどうかは承知していないということで、それを県に求めるということでありました。部長はさっきそういったニュアンスではなくて、確実に今でも実施していますよという答弁があったので、そこはちょっと大きな違いがあります。ですから、要するに違いがあるというのは、展開検査は確実に今でも実施されているかどうか、竹原市としては把握していないと、きちっと認識していないという答弁が今副市長であったわけですから。それが竹原市が県との連携でそういった展開検査一台一台をやるべきなのだというのは、私は思っていますけど、住民とか私も直接現地で確認して、そういったことが展開検査がきちっと行われていないよということは、私は今言っているわけなのです。ですから、そこはなぜ竹原市として、今いろんな住民の団体の声もありますけれども、県と連携して確認できないのですか。できると思うのですが、なぜやらないのですかを含めて、もう一回、副市長、答弁してもらえますか。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 現時点は御承知のとおり三原市域に産業廃棄物が搬入されておりまして、三原市において一定に水質の検査等もされているところでございます。三原市さんともいろんな情報交換であるとか、あるいは情報共有という形では進めておりますけれども、一定には三原市さんのほうで県に対していろんな形での要望ということをしていただいているというふうに認識しておりますので、今お話があったことに関して、それに対して我々が県に要請するということは現時点では考えておりません。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今の副市長の答弁でいいのでしょうか。今、産業廃棄物処理法の法を守ってというのか、適正な管理をやっていたとしても、現実には臭いや水質基準超過が起こったわけですから。これは三原市だけではない、よそごとだけではないのですよ。竹原市側に流れるところの産廃場のところに、いつ埋め立ててもいいように準備がされているわけですよ。ですから、何か今の副市長の答弁は三原市が対応している、竹原市は直接知らないのだというような、ちょっと無責任というような、はっきり言えばね。本気でこの水源を守るというような姿勢の答弁ではないということだけははっきりしたと思うのですね。ですから、それで今の副市長の答弁でいいのですか。これは、竹原市に関わる重要な問題なのですよ。竹原市自らが三原市と連携、県と連携を取ってきちっと対応すべきではないか。市長、教えてください。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） この間、本郷産業廃棄物最終処分場に関わる事案に関して、様々な住民の皆さんの不安の声等が届けられております。だからゆえに、広島県に対して三原市と合同で条例の制定等を求めているものでもございますし、先ほど副市長が申し上げたのは、そうはいいましても行政域の範囲内、範囲外の中での対応というのは、広島県及び関係都市との間の中では法令上進めるべき手続といたしますか、対応というものが異なるところでありますので、その旨を申し上げただけであります。ですから、今後想定される事案に関して、これからも注視をしていく必要があるということは、今までも述べておりますし、今後もそのように対応していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 1つ、展開検査の例を言いました。ですから、展開検査は県がそういった権限を持っているのでしょけれども、住民から見ても、私も確認しましたけれども、一台一台産業廃棄物が車から下ろされて、展開検査がきちっと実施されていないということだけを、私は今申し上げたのです。ですから、県と竹原市でこういった起こった事態をまず調査して、それできちっと一台一台やっている、その記録があればそれは住民の方に、我々にも報告、資料をね。一台一台きちっと展開検査をしているよと、5品目以外の混入はないかどうかをチェックしているよという、この資料はきちっとあって、それを見ることは可能なのですね。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 先ほど申し上げました技術上の基準に基づいて、事業者は必要な資料を保管しておくことになっております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 事業者任せではきちっと解決できないではないですか。繰り返しこういうことが起こっているではないですか。今言われた分で、今後絶対に起こらないと、あなた言えるのですか。それは、原因をはっきり究明して対策を取らないと不可能です。その大前提として、今、展開検査そのものが法令に基づいてきちっとやっているかどうか。私が見た限り、住民関係者の訴えではきちっと展開検査をやっていないと、こういった訴えがあるわけだから、三原市や広島県と連携して本当にきちっとやっているかどうかをチェックして、やった記録、展開検査をしているよと、5品目以外は混入していないよと、これは記録はきちっとつくって報告すべきではないか、住民に見えるように

すべきではないかと言っているわけですよ。それはどうなのですか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 事業者が適正に運営を行っているかというのは、権限に基づいて広島県が行政検査を行っておられます。その行政検査の手法につきましては、非公表となっております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 大切なことを聞いたら非公表だと言ってね、今の答弁ですよ。ですから、住民の不安をなくそうと思ったら、今後、汚染が起こってはいけないのですよ。そのために展開検査が一つの法を守ってやるということが大切だと言われるのなら、そのデータそのものは、県が調べるのだろうけれども、非公表と言わずに、住民の不安を解消するために、きちっと展開検査をやっているデータ、5品目以外をチェックしているデータをきちっと住民に公開すべきではないか。市長はどうそこを考えますか。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 展開検査につきましては、御承知のとおり事業者側で展開検査をした中で、5品目以外のものが判明した場合には、そこから持ち出すというか、搬入をしないという措置をされております。それを含めまして、県のほうで一定に必要な検査というものは実施をいただいておりますし、我々にその検査に関する法に基づいた権限というのはないところでありますので、ですからそのところというのは、厳正な対処というのを県に求めていくということで対応していきたいと思っております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） もう少し丁寧な誠実な答弁をしなくちゃいけませんよ。法に基づいた展開検査が確実に実施されていないよと、ここで明言して訴えているわけですよ。そういう訴えがあったら、本当かどうかを含めてまず調査すべきではないですか。竹原市が権限がないのなら、三原市や広島県に直接確認して、松本が言ったことは間違っていたよと、一台一台展開検査をして、5品目以外は混入できないようなチェックをしている、その記録もある、ここにありますよということを公にすればいいではないですか、そのとき非公表だと言って。大切な情報開示はしないで何が市民の不安を解消できるのですか、この展開検査に限って言っても。市長、そこはどうなのですか。確実に展開検査をやっている、私はそれをやっていないと訴えをしたわけですよ。まず、その訴えが本当かどうかを調査するのが先でしょう。松本が言ったのが間違っていたよと、住民の監視の分では、

それは誤解があったよということをきちっと調査して報告してください。この報告さえできないのですか。市長、どうですか、そこをもう一回答えてください。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今、議員がおっしゃられた展開検査で、本来の5品目以外のものが搬入されているのではないかという疑念のところでございますが、これにつきまして県のほうにもそういった部分については別途相談をさせていただければと思います。先ほど申し上げたとおり、いわゆる廃掃法に基づいての検査という部分は、一定には現時点で行政区域内のところは、その職員に対しても権限として認められるということは県のほうから聞いておりますけれども、竹原市域外のところについて県と例えば同行するであるとか、そういったことも現時点ではできないというふうに見解を示されておりますので、今お話があったことについては県のほうにも伝えた上で対応を検討していきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） それと、確実な展開検査の実施、この記録を含めて、ぜひ情報公開をしていただきたい。

それともう一つ、展開検査で気になるのが、さっき言ったトラックから廃棄物を積んできて、産廃場で埋める前に展開検査をやったとしても、5品目以外を目視でどこまでできるかという疑問もありますけれども、その記録を待つとして、あとは有害物質5品目に付着したり、有害物質の混入なんかは、特に5品目の中に有害物質が混入した場合、付着した場合、その場合のチェックは、私は目視ではできないのではないかなというのが率直な意見なのですね。このことについては、内容をまた県にそこも相談してもらいたいものだけれども、今市長としてそういった展開検査の目視だけでは5品目以外のチェックも難しいのだけれども、仮にそこを認めたとしてチェックはできた。しかし、有害物質の付着、これは目視だけでは私はできないと今思いますけど、その点についてどう考えておられますか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入がないことを確認するため、事業者には浸透水の水質検査が義務づけられており、基準を超えた場合には産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止、その他生活環境保全上必要な措置を講ずることとされております。

以上。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） そのことは、埋め立てた後のチェックは確かにチェックは要るのですが、そういうことができて今回のような鉛の混入ということがチェックできました。

私が言っているのは、最初はずまず第一歩は展開検査ですから、そこで5品目の、ダンプはあれだけの量を展開検査でやって、私はそこで見なかったから訴えをしました。それと、百歩譲って展開検査が行われたとしても、付着物についてはどう検査するのか、チェックするのかということは、埋めた後の汚染された後のチェックはできるけども、捨てる前に防止しなくちゃいけない、これが本来の展開検査の趣旨だと思うのです。有害物質が混入したらいけないわけだから。5品目以外は埋め立てたらいけないわけですからね。ですから、付着物についてはどうチェックするのかという答弁がありませんでした。ぜひ県と相談して報告をしていただきたい。

それから、次の質問に移りますけれども、これは水源保護条例について前回も今回も伺いました。

今回は、要するに三原市の動向をこういって見て情報収集しているのだよということがありましたけれども、私はなぜこの水源保護条例が必要か、この必要性について市長自身が本当に必要だというような認識があるのかどうか、三原市とかいろいろ情報収集したらしてみないと分からないよというようなことがニュアンスで感じるのですね。ですから、水源保護条例はこういうために必要だというお考えがあるのかどうかを聞いておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 水質の保全を維持するということは、市民の健康、安全を守るため必要なことだと考えております。今回の産廃処分場のことに関しましては、産廃法に基づいた適正な運営がなされていることが重要だとまず考えております。

御質問の水源保護条例につきましては、三原市の状況を鑑み、これは10月から運営されていくことになりますので、その状況を鑑みながら、本市にとっての実効性等を検証しながら検討してまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今、部長から水質保全が大切だということも言われました。壇上での答弁も、水質保全のために必要な取組を実施したいという市長答弁もありました。

ここで私が再質問したいのは、住民の方々は、産廃場ができる前はそこの谷の水をくんで飲むこともできたよと、そして日名内川に流れる水を農業用水にも安心して使って、おいしい安全な米が作れたよということを私は行くたびにいろいろ聞いております。しかし、現実には臭いや悪臭や泡が出て、とてもではないがそこの井戸水を飲むことができません。それだけ不安があります。それから農業用水についても、今の水では安心・安全な水、農業用水ではないということで、三原市も対策を取られました。ですから、実際に農業用水にも安心して使える水ではないということで、住民の要望があったのでしょうかけれども、三原市さんもその対策を取って、その水が流れないように堰を造って対応するということが、新聞報道でも載っておりました。

ですから、ここで市長が考える水質保全というのは何か特別の基準あればお答えしていただきたいのですけれども、先ほど言ったような住民の方が産廃場ができる前は、谷の水を手ですくって飲むことができたよと、また農業用水にもその水を安心して利用できたよというようなところでの水質保全、このように理解していいのでしょうかというのはお聞きしたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 水質の保全については、本市の良好な水環境を継承していくことは非常に重要なことだと考えております。現在、取り組んでおります公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換を推進するなど、水質汚濁の防止に現在も取り組んでいるところでございますが、そういった取組、また各種法令の基準を適正に守ることによって、水質の保持に努めてまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今の答弁は、確かに一般的な分の合併浄化槽で水質を保全するというのは当然なのですが、ここでの質問の論旨というのは、産業廃棄物に関わってどうなのかということをお聞きしているのです、それを踏まえた答弁では適切ではないのではないかとことでありましたけれども、確かに答弁で今あったのは、良好な水質は大切だということでは言われました。ですから、先ほど言ったような安心して、産廃場ができる前の水、農業用水にも飲料水、くんで飲むことができたということは繰り返しになりますが、そういった安心・安全な水がというのは、私は水質保全が必要だと、そこまでの水質保全が必要だと言っているのですけれども、確かに市民の方も竹原市側に不安を持っておられるということで、市議会にも9月2日付で北部の住民団体の方とか、この産廃場に関わる考

える会の団体等が、陳情なり要望書を出しておられます。

概略を紹介しますと、9月2日付の北部連合会、北部の自治会等の方々の訴える中を見ると、本郷処分場についてですが、業者は操業前の1回だけの説明会だったと。安定5品目を埋める産廃処分場だから、水の汚染は起こらないと、このように言い切っているわけです。というのが紹介をされています。

こういった安定型5品目だから、水質の変化は起こってはいけないということになっているわけですけど、5品目を埋める処分場だから水質の汚染は起こらないと、こう言い切ったという、この訴えの中にあります。

しかし、現実には汚染されているということで、三原の例を挙げたりということで、竹原市にも繰り返し要望や面談をして訴えたけれども、市議会への批判もありますけども、竹原市としてどう解決しようとしているのか、全く解決する主体性が見えない、竹原市の主体性が見えないというような不満の声があるわけです。ですから、三原市で起こっているようなことが竹原市にもう起こると、目の前に来ていると、これに対する危機感を持っておられて、こういった産廃場はやめてくれと、竹原市に流れる産廃場は中止させてくれないかという要望がここに強く出ているし、また水源保護条例をつくってほしいという要望も出ているし、井戸水や農業用水等の水質検査の継続というのは、7項目の要望が出されております。

そこで、市長に確認して伺いたいのは、こういった要望書が書かれている、1回だけの操業前のJABの説明会、安定型だから処分場の水の汚染は起こらないと言い切ったということもあるわけですね。しかし、現実には汚染が起こっている、三原市ではそういう農業用水にも使えない、こういった事態を市長は今、竹原市側に起こるであろうこの事態をどのように受け止めますか、あなたは。そして、今までの対策と言われるけれども、要するに汚染排水が絶対に起こらないというような抜本的な対策は、市長、お考えなのでしょうか。この訴えに対する市長の思いはどうかということを含めてお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） この廃棄物処分場の許可を受けられる以前、申請をされる以前に説明会をされたというところで、1回だけというお話がございましたが、いろいろ説明会において、その説明会が適切に行える状況がなかったというふうにも聞いておりますが、そういった中で説明会がなかなか何回も開けなかったというふうにお聞きしているところ

でございます。また、おっしゃられるとおりというか、法的にはそのままきっちり5品目が廃棄というか処分されれば、法あるいは法に基づいた政省令で定められたようなものをきちっと対応していけば、そういった汚染した水というのは、基本的には流れないということで、法的な整備がされているというふうに理解をしております。

今、議員がおっしゃられたように、今後、竹原市のほうへ水が流れてくるといふ形、廃棄物が処分されて流れてくるといふ中で、もしも汚染されたような水が流れてくるといふことは、基本的にはあってはならないというふうに考えますので、そういった意味で、当然、最初から申し上げているとおり、できる限りの対応というものは我々としてもそれはしていきたいと思ひますし、県において必要な検査等もしっかりしていただいて、そういった水の汚染というものが無いような形で処分が行われるということが、処分については基本的に許可が下りている段階でございますので、それを現時点で県のほうでも当然許可を取り消すという形はできないと思ひますので、実際にそうやって開発されて、処分をされる中で、汚染された水というものが流れないような対応というのをでき得る限りのことはしていきたいというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今の副市長の答弁は、私は今、北部の団体の方の訴えを紹介しました。産廃場の説明会は1回しかやっていない、また安定型を埋める処分場だから水の汚染は起こらないと。これは業者の説明と一緒にではないですか、あなたの今の答弁は。法律上きちっとやったとして、展開検査の実施をきちっとやっているとは思わないけれども、法にのっとって今まではやってきたけれども、現実には起こっている汚染、泡とか臭いとか水質超過基準が起こっている原因をリアルにつかまないと、対策は取れないと。そのことは三原市だけの問題ではなくて、竹原市にもすぐ起こることなのだとすることを、私は市長がやっぱり自らの決意で語る必要があるのではないかと思います。

こういった今三原市に流れているような汚染を絶対起こさない、そのための対策を取りますよと。こういう対策を取ったから造っても安心だというのがあれば、きちっと情報公開しなくちゃいけない。もしそういった対策が取れないのなら、途中だけでも産廃場を竹原市に造っちゃいけない。そういった決断をあなたがすべきでしょう、市長が。それをしないで、今、業者が言うような産廃場安定品目だから汚染が起こらないという趣旨に同調するようなことでは、私は竹原市の本来の仕事、住民の福祉の向上、ここで言えば住民の安全、健康を守るといふ竹原市としての第一義的な責務を私は放棄することに等しい

と。ですから、最後に、市長はこういった市民の命と健康を守るために、産廃場ができるけれども絶対に汚染は起こさない、そのための対策は取りましたと、ぜひそれを公表してもらいたい。もしそれができなければ、産廃場は撤去するという決断を早急にやる必要があるということについて、市長の答弁を求めたい。市長が答えないといけないだろうが。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 何回も繰り返しにはなりますけれども、法に基づいた形で適切に処理をされた場合、その法律がもともとつくられた段階においての、そういった施設整備であるとか、あるいは適切な処理を行うことによって、安定5品目であればそういった地下水等への影響というのではないだろうということでの法的なたてりでございますので、これについては、我々がそれについてどうこうということではなくて、先ほどのお話の繰り返しにはなりますけれども、市民の皆さんの不安というものをできる限り払拭し、また健康というか、そういったものへの影響というものがなくなるようにできる限りの対応ということで、県も含めてお願いをしていきながら対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 繰り返しになりますけれども、市長に今の、私が聞いているのは、産廃場に係る法のたてりのことを聞いているわけではないのです。法のたてりがあっても、現実にはこういうことが起こっている、排水、浸透水から汚染している、この現実を見なくちゃいけない。この現実を見て、その対策ができるのなら抜本的な対策を取って市民に公開して理解を求めるべきだと。それができなければ、産廃場の撤去を今からでも早急にやるべきだということは、繰り返し指摘して求めておきたいと思います。

それでは、次の質問に入りますけれども、次は竹原DMO、竹原観光まちづくり機構についての質問であります。

それで、私が質問通告したのは、通告しているわけですから、それに対する答弁が答弁ではないというふうに思うのですね。なぜかというと、私は6月市議会で答弁があった竹原DMOが事業を外部に委託する、委託して実施する場合には、竹原市の公募に参加した実績のある業者などへ案内してプロポーザル等によって委託先事業者を選定しますという答弁があった。この答弁に対する質問を今日したのです。参加資格者の確認は竹原DMOの誰がやっているのかと。今度は選定に当たっての審査方法がありますけれども、受注者選定委員会を設置する、これは市の要領にあるのだけれども、審査方法は受注者選定委員

会を設置してあると、その委員のメンバーは誰ですかということを聞いているわけです。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、竹原市が実施いたします業者選定におきましては、確かに公募型のプロポーザル方式というものを採用して業者選定を行っている部分はあるかと思っております。しかしながら、こちらの竹原観光まちづくり機構におきましては、一般社団法人として観光地域づくり法人であるDMOでございまして、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、観光地域づくりの司令塔役になることが求められておりまして、周辺のDMO間、あるいは民間事業者同士の連携をしながら、今後共同して事業遂行ができるかどうかという視点を持って、実施に向けての事業選定を行っているところでございます。

このため、当竹原DMOがプロポーザル方式で業者選定をする場合には、審査会、審査基準等を設けているということがございますけれども、あくまでも一般社団法人のDMOでは市の実施要領等を参考にしながら、プロポーザルや価格競争など事業形態、業務内容に応じた手法によりまして業者選定を行っているものでございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 私が6月に聞いたときに答弁があったのは、竹原DMOが公募して、こういったことをプロポーザルでやりますという答弁があったから。今の答弁は、竹原市はそうだけれども、竹原DMOは違うのですよというような答弁。これは、では6月議会の答弁は間違いですか、間違えた答弁をしたということですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） DMO側の業者選定につきましては、プロポーザル方式を採用しているものと先ほど説明させていただきました手法と様々な手法によりまして業者選定を行っているところでございまして、今回答弁にありますとおり、観光プロモーション等についてはプロポーザル方式によりまして業者選定をしたところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 肝腎なことだけれども、6月議会の答弁と今回の答弁が違うのですね。6月議会の答弁では、さっき言ったように、私の6月議会での質問では、10の事業の選定はどういうふうを選定したのかということで質問の要旨はしたのですけれども、それに対する答弁が、竹原DMOが事業を外部に委託して実施する場合は竹原市の公募に参加した実績のある業者へ案内し、プロポーザルによって委託先事業者を選定しますとい

うのが6月議会の答弁なのです。今回の答弁はちょっとそれとは違う答弁ですから、だから6月議会にした答弁は間違いでないのかどうかを確認したいと言っているのです。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 6月の答弁でございますけど、6月の答弁では竹原市の公募に参加した実績のある業者等へ案内し、プロポーザル等によりということで、プロポーザル、そのほかの手続により業者を選定しているということでの趣旨で答弁させていただいております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 間違いでないのなら、その参加資格の確認を竹原市のDMOの誰がやったのかと。受注者と選定委員会を設置することになっているけども、その選定委員会のメンバーは誰なのかということ、10人の執行権があるわけですから、その中の誰がこのメンバーになっているのかということを知っている。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、参加資格の最終的な審査につきましては、事務局長のほうで行いまして、観光プロモーション事業につきましては答弁記載のとおり、審査員については事務局長、事業課長、担当者が審査をしているという状況でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） それから次に、関連質問というのは、23年度、令和5年度の事業の取組、竹原DMOが行った10の事業があつて、プロポーザルでやるわけですから、審査基準に基づく評価点が必要ですよね。ですから、2点目の大きな質問は、竹原DMOが2023年度、令和5年度に取り組んだ1から10の事業で審査基準に基づく評価点は、最低と最高どのようになっているかということを知りたいわけです。これはどうですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 10の事業ということでございますが、10の事業については、様々な方法によりまして事業者を選定させていただいておりますので、この事業についてはこの点ということとはございませんが、プロポーザルで行いました事業については、審査員の合計点の高い事業者を選定しているというところでございます。

まず、プロポーザル事業で行いました事業については、先ほど観光プロモーション事業ということで説明をさせていただいております。その他の事業につきましては、新規事業

については3者程度から業者を選定しまして、いろいろ提案いただきながら選定しているという状況でございますが、例えば具体的には移住プロモーション等については、市のほうから引き継いだ事業については、引き続き市のほうで委託していた事業者をお願いするなどということに取り組んでおりますので、契約形態によりましてそういうことでそれぞれ選定した業者数が違うという状況でございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 何回も言ってまともに答えてくれないからおかしいのだけれども、2023年度のDMOが取り組んだ事業が1から10というのが資料にあるわけですよ。10の事業の内容があって、それはプロポーザルでやった場合は審査基準に基づく評価点が必要だということで、最高採点の評価点は幾らなのかというのを1つの事業ごとに聞いたわけですね。もし、1から10の分でこれはプロポーザルで評価しているかしていないか、1から10ありますから、した分の1から10のうちプロポーザルとして評価点をつけて、これを選定したという分は、1から10のうちどの事業が評価点をして一番高いところを選んだのか、その最高、最低を含めて10の事業のうちの内容をお聞きしたい。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、プロポーザル方式で市におきましては確かに点数ということで、全部積み上げの合計点というやり方もございますけども、一方では順位づけをしまして、どこが1位とかという順位の高いところを選ぶという方式もございます。そういう形で、必ずしも市の要領どおり、先ほど答弁させていただきました参考にしながらということで、価格競争、提案内容等について順位づけをしまして業者を選定させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 市が行う契約などでは指名競争とか、あとは随契とか、あとはもう一つがプロポーザルと言われる企画競争入札、これはもう企画競争入札ですから。ですから、1から10の事業のうち何者応募があって、その点数はどうなのかということ聞いたわけです。ですから、1から10の事業のうちプロポーザル方式というのは全部1者だったら競争性が発揮できないわけですから、このプロポーザル方式というのは、別の

言い方をすれば企画競争入札ということで、競争入札、プロポーザル方式というのが入札の価格だけで決めるのではなくて、先ほどあったかも知らないけど、企画の提案とか技術の提案とか、こういった総合的な考慮をして決めるのだということになっていますよね。だから、プロポーザルも競争性が発揮するような仕組みがつくられている。ですから、1から10の事業のうち、1の事業は何者参加した、2者はなかった、3者はどうだったということは、それぞれ発表してもらって、その評価点をしたところがあれば、全部評価点しなかったといったら競争性もないわけですから。今の答弁では、私が誤解をしたらいけないから正確に聞いているわけですから。1から10のうちプロポーザルなりをしたところは、どの事業なのか、最高点、最低点はどうだったのか、だからここを選びましたよということがあれば、ないといけないと思いますので、1から10の事業ごとに何者参加があって、評価点がこうでここは決めた、選定したということがあるのかどうかを聞きたい。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） それでは、1から10の事業ということでございますので、ちょっと時間をいただきますけれども説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず観光まちづくり事業については、6月の委員会におきまして所管事務調査で事業報告ということで、10の事業を説明させていただいております。

その中で、まずブランディング戦略の策定ということで業務がございましたけれども、こちらにつきましては3者参加いただきまして、事業提案をいただく中で1者を選定しているところでございます。また、このブランディングツールについても同様に3者参加いただきまして、そのうち1者ということでございます。

また、国内プロモーションについても3者を対象としまして、1者選んだということですが、こちらについては評価項目というのは定めさせていただきますけれども、どの業者が一番だったというのを選びまして、一番を選んだのが多いところを選ぶということでという選定方法もございまして、そういうやり方をしていますので、全部が100点満点で何点という点数づけをしているわけではないということは御理解いただきたいと思います。

その他の事業については、冒頭説明させていただきましたように、移住・定住事業であるとか、プロモーションのツール作成とかそういうものはこれまでつくられている、行政がつくっているものをそのまま引き継いだということで、業者選定については1者随契と

いう形で取り組まさせていただきます。

そのほかでございますが、地域連携事業として商工会議所と一緒に企業PRムービーを作成したりとか、歴史的建造物の事業でいいましたら、これまで実証事業を行っておりますバリューマネジメントさんをお願いしたりということで、市内における事業者においてはこれまで取り組まれている事業者を選定するという形で業者を選定させていただいてるところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 質問になりますけれども、先ほど観光プロモーション、これは資料では5番目になりますけれども、これは予算と決算というのは同額で、要するに予算は1,129万4,000円を組んだけれども、決算で1,129万4,000円で執行したよということで、こういった企画型のプロポーザルの分で競争性がどのように発揮されているのかなと、大変気になるところです。ですから、客観的にするためには、この評価で最高点、いろいろ評価して最低点、だから最高点ところを選んだよ。入札の金額もこうなりましたよというなら、競争性が発揮して、透明性もあるということが分かるのですけれども、ここの分についてはそういった同じ金額になっております。

それから、さっき言った商工会議所の分についても、地域連携業務ですけれども、ここも予算額と決算額が同一になっています。あとは、9番目の歴史的建造物の分も予算と決算が同じようになつて選ばれた会社がありますけれども、なっています。ですから、競争性とか透明性、ですから私は具体的にそれを評価点がどうだ、ここに選んだよということがそれぞれ必要ではないかと思うのですけれども、この3点が今、予算と決算が同じ、ここは競争性も透明性も疑問に思うのですけれども、どうですか、その点については。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） プロポーザル方式につきましては、予算額を示した上で提案いただきながら、内容を審査して一番よかったと思われる業者を選んでいるということでございますので、どうしても予算はそういう形になる部分があるかと思っております。

また、それ以外についても、この事業でどこまでできるかということで、会議所についても企業数は金額で調整しながらということでしたら公平性という観点では保ちながら実施させていただいております。引き続き、業者選定におきましては、適正に取り組んでいただきますよう指導してまいります。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 松本さん、最後の質問になります。

14番松本議員。

14番（松本 進君） 指摘になるのだろうけども、今の部長答弁では、私が竹原市が竹原DMOに委託してというのか、それからまた業者を選ぶ、ワンクッション置いているというので、本来そこまでやるのだったら、竹原市が直接事業者を選定すればいいではないかというのだけれども、今までは技術力とかスピードとかいろいろ言われたけども、竹原DMOをつくった経緯など言われたけれども、かえってこれが足かせになっているのではないかと思うのです。

最後の質問になりますけども、竹原DMOの執行機関は10人おりますけれども、ここに7人が竹原市の関係、市長も役員になっていきますけど、執行機関7人になっていきますけれども、7人の人件費はどこから出しているのかだけを最後に聞いておきたい。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 人件費につきましては、市のほうの委託事業のうちというのもございますけども、国の補助事業とか、様々な事業を実施して事業については市のほうが委託しておりますので、その事業のうちで諸経費として人件費に充当している部分もございますけども、当初予算で運営費ということで予算を計上させていただいておりますので、そちらのほうで人件費を支払っているという状況でございます。

議長（大川弘雄君） 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午後 1時00分 再開

〔議長交代〕

副議長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、下垣内和春議員の登壇を許します。

4番（下垣内和春君） 議長から登壇の許可をいただきましたので、発言通告により令和6年第3回竹原市議会定例会一般質問をさせていただきます。新風会の下垣内和春です。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、1つ目、本郷安定型産業廃棄物最終処分場と水源保全条例の制定について。

本郷安定型産業廃棄物最終処分場は、山林を切り開き、約 9.7 ヘクタールに安定 5 品目の廃プラスチックや金属くず類など、約 103 万立方メートルを素掘りの穴に埋める計画です。ほとんど地域住民には十分な説明もなく、令和 2 年 4 月 23 日付で広島県は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、設置許可を JAB 協同組合に出しました。令和 4 年 9 月頃から処分場の操業が始まり、月平均約 3,000 トンの廃棄物が運び込まれ、令和 6 年 5 月末までに約 5 万トンの廃棄物が持ち込まれています。

処分場の排水問題は、有害物質が漏れ出た水が場外へ流れ、井戸水などの汚染のおそれがあると指摘されています。令和 5 年 5 月頃から、用水路を経て水田に流入する浸透水に汚濁、悪臭等が確認され、県が令和 5 年 6 月 16 日、処分場の排水を採取、うち 2 か所で水の汚れ具合の指標の生物化学的酸素要求量、BOD がそれぞれ 1 リットル当たり 54 ミリグラム、22 ミリグラムになり、廃棄物処理法の基準値 20 ミリグラムを上回り、県は 6 月 29 日に組合に処分場の稼働を速やかに停止し改善策を示すよう勧告しましたが、組合はそれ以後も廃棄物の搬入や埋立てをしていました。

また、令和 6 年 7 月、県は、処分場 2 か所の浸透水で基準値の 1.7 倍と 1.8 倍の鉛が検出されたことを発表しました。これを受けて、県は、組合に対して速やかに廃棄物の搬入と埋立てを中止することを求め、生活環境保全のための必要な措置を講じた上で、原因を究明するよう行政指導を行いました。県は、組合に対し、8 月 21 日までに原因や改善措置について報告するように求めています。

そこで、次のとおり伺います。

1、この処分場からの排水は、竹原側 7 割、三原市側 3 割流れると言われています。雨水や地下水は低いところに流れ、処分場から竹原市新庄側の棕原川に流れるとされていますが、新庄横大道に流れる可能性もあると考えます。竹原市の見解を伺います。

2、この処分場の広島県の水質検査等に竹原市も同行することがあるのか伺います。

3、県廃棄物対策課によると、県は処分場内を通過した浸透水と地下水を 7 月 24 日に 3 か所で採取、処分場の北東部、北西部の浸透水の鉛が 1 リットル当たり 0.018 ミリグラム、0.017 ミリグラムとなり、廃棄物処理法の基準値 0.01 ミリグラムを上回ったことを明らかにしました。化学物質が体に入ると私たちに初めて影響が出ます。無害であるとされる鉛暴露、化学物質は食べたり、呼吸で吸い込んだり、手についたりして私たちの体に入ってきます。このことを暴露といいます。このレベルは分かりませんが、鉛への暴露は身体の諸器官に影響を与える可能性があり、特に幼い子供や出産適齢期の女性

にとっては有害です。日本WHO協会のものです。竹原市は基準値の1.8倍の鉛の検出をどのように思われるのかお伺いします。

4、竹原市は、災害や地震等の発生で水道水等が使用できない場合に備え、井戸水等の調査を実施すべきと考えます。竹原市の災害時等の井戸水利用について伺います。

5、本郷処分場への放射性廃棄物の搬入等について、竹原市は把握されているのか伺います。

6、三原市では、三原市水源保全条例が令和6年10月1日から施行されます。三原市と連携する竹原市は、竹原市水源保全条例を制定されるのか伺います。

2番目でございます。義務教育学校（仮称）賀茂川学園設立の経過について。

（仮称）賀茂川学園は、将来の児童生徒数を踏まえ、一定規模の集団を確保し、児童生徒に学習指導要領で求められる資質、能力を身につけさせるため、賀茂川ブロックにおいてコミュニティ・スクールを中核とする義務教育学校として設立されます。

小規模特認校制度を採用してきた仁賀小学校において、豊かな自然の中、地域と連携しながら少人数での教育のよさを生かしたきめ細かな指導や特色ある教育を行うなど、多様な児童の受皿として機能してきたことや、東野地域、荘野地域でそれぞれの地域交流センターと学校とが連携、協働した活動が高く評価されていることなどから、この実績や地域活動を含めた機能をより充実、発展させるとともに、多様な支援が求められる児童に対応する取組を推進し、誰一人取り残さない教育環境を目指すため（仮称）賀茂川学園を小規模特認校としました。

竹原市教育委員会は、令和9年4月の開校、校舎の供用開始を目指し取組を進め、第2回設立準備委員会で市内設計会社に委託し、賀茂川中学校長と協議をしながら作成した賀茂川学園整備のたたき台として平面図を提示しました。地域の回覧でも周知はされております。第3回設立準備委員会、第4回設立準備委員会では、各団体に持ち帰って意見を集約したものを協議されたと思います。

そこで、次のとおり伺います。

1、第3回、第4回設立準備委員会で協議された内容と提示された平面図に変更があったのか伺います。また、基本設計、実施設計の提示予定について伺います。

2、学園周辺地域の安全対策について、竹原市の学校周囲の市道などの車両等のスピード制限について伺います。

3、賀茂川中学校グラウンドの下には水路があり、排水が賀茂川へ流れるようになって

います。しかし、大雨等では排水が正常に流れず、周辺地域の床下浸水等の危険性があると聞いています。今回の増改築工事等で水路の点検等の実施をお願いしたいと思います。実施していただけるかどうか伺います。

4、（仮称）賀茂川学園でのそれぞれの地域交流センターと学校とが連携し協働してきた活動の充実と発展のために、竹原市としてどのように取り組まれるのか伺います。

5、現在、北部地域等の放課後児童クラブは地域が主体の運営となっていますが、（仮称）賀茂川学園での放課後児童クラブの運営について伺います。

6、（仮称）賀茂川学園の小規模特認校として目指す学園運営について、また仁賀キャンパス、分校の機能の充実、発展の取組について伺います。よろしくお願いいたします。

副議長（今田佳男君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 下垣内議員の質問にお答えいたします。

2点目の（仮称）賀茂川学園設立の経過についての御質問のうち、設立準備委員会での協議内容の変更及び設計の提示予定について、地域交流センターと学校との連携について、仁賀キャンパスの機能の充実、発展についての御質問は、後ほど教育長がお答えいたします。

1点目の本郷産業廃棄物最終処分場についての御質問でございます。

産業廃棄物最終処分場からの浸出水は、広島県に確認したところ、計画の施設全体が開発された場合は、総量のうち約42%が三原市側へ、残りの約58%が本市側へ流れ出ることとなっており、本市側へ流れ出る浸出水については、産業廃棄物最終処分場の敷地内に敷設される集排水設備によって、埋立地の南側に設置予定の調整池に流入後、放流され、棕原川へ流下する計画となっております。

次に、広島県の水質検査への同行につきましては、本市の廃棄物担当課の職員は広島県職員の併任辞令を受けており、産業廃棄物処理施設への立入り権限を付与されておりますが、この立入り権限が及ぶ範囲は本市内の施設に限られているため、市外の施設に対する広島県の行政検査に本市の職員が同行することはできません。

次に、鉛の基準値超過につきましては、廃棄物処理法に定められている鉛及びその化合物の浸透水の基準値は1リットルにつき0.01ミリグラムであり、環境基準と同じ値となっております。環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として環境基本法に基づき定められた行政目標であり、長期間の飲用を

想定した際の健康への影響の観点から設定され、1日2リットルの水を毎日70年間飲み続けても影響がない値とされており、この浸透水は河川に流出するものであることから、今回の基準値超過をもって直ちに健康に影響が及ぶものではないと考えております。

また、広島県においては、周辺の生活環境への影響を把握するため、本郷産業廃棄物最終処分場の下流にある日名内川の農業用取水口付近の水路において水質検査を実施しておりますが、その結果、鉛及びその化合物は検出されず、環境基準に適合していることが確認されております。しかしながら、鉛及びその化合物に限らず、浸透水等の基準値を超過する事案が繰り返されることは、産業廃棄物最終処分場に対する市民の不信感や不安感を高めることにつながるだけでなく、周辺の生活環境への影響が懸念されることから、本市といたしましても憂慮すべきことと受け止めております。そのため、事業者において基準値を超過した原因の究明及び改善措置を徹底し、再発防止を図る必要があると考えており、広島県に対して、当該産業廃棄物最終処分場への廃棄物処理法に基づく監視指導のより一層の強化を求めてまいりたいと考えております。

次に、災害時の井戸水の利用につきましては、大きな地震や土砂災害など大規模な災害が発生した場合、水道管が破損して長期間にわたって断水し、飲料水、生活用水などが不足することから、井戸水を利用することは、水道施設が復旧するまでの間の生活用水等を確保するための手段の一つであると考えております。

本市においても、平成30年7月の豪雨災害時には、北部地域で長期間にわたって断水し、飲料水のほか、トイレや洗濯などの生活用水が不足する事態となったところであります。こうした場合、まずは給水車による給水活動を実施し、不足する場合は広域連携による協定等に基づく他自治体からの給水車の派遣対応を基本としておりますが、県内においては、個人や事業所が所有する井戸をいわゆる災害時協力井戸として登録し、災害時に水道施設が復旧するまでの間、近隣住民の方々に開放していただく取組を行っており、令和5年度末時点で5市町が制度化し、約250か所が登録されております。本市においては、上水道が整備され管理されなくなった井戸も増えており利用可能な箇所数は把握しておりませんが、災害時協力井戸の制度化につきましては、先進地の取組事例を参考に、水質検査に係る費用負担なども含め、取組の効果について調査研究してまいります。

次に、本郷産業廃棄物最終処分場への放射性廃棄物の搬入につきまして、本市といたしましては、そういった事実は承知しておりません。

水源保全条例につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法な

どの法律によって規定されているものについては、基本的にはその法律を根拠として指導権限を有する広島県において対応が図られるものと考えております。また、本郷産業廃棄物最終処分場は三原市内に設置されている施設であることから、本市ではなく三原市の条例が適用されることになることから、今後三原市が制定された条例を実際に運用される中でどのような効果が発揮されているかなど、その動向を注視しながら必要な情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の義務教育学校（仮称）賀茂川学園設立の経過についての御質問でございます。

学校周辺などの生活道路での安全対策につきましては、児童生徒の交通事故防止の観点からも重要であると認識をしております。住宅地周辺の道幅も狭くセンターラインなどがない生活道路では、速度制限の標識などがある区間を除けば、車は時速６０キロまでの走行が可能となっておりますが、令和８年９月からは生活道路での法定速度を時速３０キロまで引き下げることが決定されております。また、朝夕の通勤、通学のラッシュ時などに多く見られる、幹線道路からの抜け道となることで地域の生活道路の安全が脅かされるといった課題のある道路については、地域住民、学校関係者などとも協議した上で、警察においてゾーン３０として区域を定め、速度規制や通行規制を実施されているところであり、市としても必要に応じ、注意を促すための路面標示や道路反射鏡の設置など、交通安全施設の整備を行っております。今後とも、関係機関と連携して対策を講じるなど、児童生徒の交通事故防止に努めてまいります。

次に、賀茂川中学校グラウンド下の水路につきましては、新庄町大木山からの谷水を受ける大木川であり、一部区間が賀茂川中学校のグラウンド下を流れているものであります。この地域においては、平成３０年豪雨の際、賀茂川の水位上昇による排水機能の低下や上流の谷からの土砂流出と溢水等が見られたことから、その後、広島県による賀茂川の浚渫や上流側治山堰堤の堆積土砂の撤去と、市による大木川流路整備などの対策を進めてきたところであり、併せてこの水路の点検を実施したところであります。今後におきましても、周辺住民の皆様の不安が解消できるよう定期的な点検等を実施することにより、適切に水路を維持管理してまいります。

次に、北部地域における放課後児童クラブの運営につきましては、東野小学校区内は東野放課後児童クラブ運営委員会へ、荘野小学校区内は社会福祉法人賀茂川福祉会へ委託し、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供することで、子供たちの健全な育成を図

っております。令和9年4月開校予定の（仮称）賀茂川学園におきましても、引き続き委託する方向で検討を進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

副議長（今田佳男君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 下垣内議員の質問にお答えいたします。

2点目の義務教育学校（仮称）賀茂川学園設立の経過についての御質問でございます。

（仮称）賀茂川学園における校舎改修に係る設計図面につきましては、第2回（仮称）賀茂川学園設立準備委員会において検討のたたき台とするためのものをお示しし、第3回準備委員会において各委員から様々な意見をいただきました。こうした意見を踏まえるとともに、設計業務の受託業者から効率的な施設利用の観点を踏まえた提案を受け検討した結果、設計図面については大小様々な修正が必要と判断し、その修正箇所を反映した図面を第4回設立準備委員会で説明し、一定の御理解をいただいたところであります。

主な修正箇所につきましては、施設内部においては、普通教室や理科室、保健室、また美術室等の配置場所の変更やエレベーターの設置場所を明記するとともに、更衣室棟を新たに整備するのではなく、柔剣道場の内部に更衣室スペースを設けることなど、また施設外部においては、放課後児童クラブの設置場所の変更やそれに伴う駐車スペースの配置場所を見直すことなどであります。完成した基本設計につきましては、今後、適宜発行している（仮称）賀茂川学園設立準備委員会だよりを通じて公表してまいりたいと考えております。

地域交流センターと学校との連携につきましては、このたびの適正配置の取組による統合の対象となる東野小学校、荘野小学校、仁賀小学校におきましては、これまでそれぞれの地域の地域交流センターと連携、協働し、各地域の実情を踏まえた取組がなされているものと認識をしております。こうした取組によって、子供たちと地域住民の間に交流が深まり、学校においては子供たちの学びやシビックプライドの醸成につながることはもとより、地域においても地域行事等の伝統文化の継承や地域住民の活力の維持となるなど双方にとってメリットがあることから、（仮称）賀茂川学園設立後においても、効果的な取組として継続するように取り組んでまいりたいと考えております。

このため、教育委員会といたしましては、これまで地域と学校が連携、協働してきた取組について、例えば必要性に応じて学校運営協議会委員が中心となり地域ごとに活動するなど、閉校後も地域と学校とのつながりが途絶えないよう、設立準備委員会や現在の各学

校運営協議会において意見交換をしてまいりたいと考えております。

こうした体制の構築を図る中で、これまでの取組を継続するもの、統合するもの、発展させるもの、また一方で見直ししたり廃止したりするものなどを整理していく必要があります。地域の皆様と共に知恵を出し合いながら引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、仁賀小学校につきましては、現在小規模特認校として設置しており、豊かな自然の中、地域と連携しながら、少人数での教育のよさを生かしたきめ細やかな教育を行う等、多様な児童の受皿として成果を上げているものと考えております。新たな創設を目指している（仮称）賀茂川学園につきましては、統合によって廃校となる仁賀小学校の校舎を制度的には分校となる仁賀キャンパスとして活用し、これまで成果を上げてきた仁賀小学校の機能を継承し、とりわけこれからの社会で求められる誰一人取り残さない教育環境の実現を目指して、教育内容の充実を図るものであります。この仁賀キャンパスにおきましては、多様な支援が必要となる児童に対応する教育活動を行うとともに、義務教育学校の強みである、9年間の見通しを持った取組を行う中で、本校児童と関わる活動を系統的に取り入れることや中学校教員の乗り入れ授業を行うことなどを通じて、協働的な学びと個別最適な学びを充実させ、子供たち一人一人に今後必要となる資質、能力を育むことができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

こうした本市が創設を目指しているコミュニティ・スクールを中核とした義務教育学校で、小規模特認校として特に前期課程において多様な教育活動が展開できる分校を有する学校は、現時点においては国内で初めての例であると聞いておりますので、これからの時代にふさわしく、自信を持ってこの地から発信できる学校を地域と協働して創り上げてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

副議長（今田佳男君） 傍聴の方、お静かにお願いいたします。

4 番下垣内議員。

4 番（下垣内和春君） それでは、本郷産業廃棄物のほうから再度質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、1点目の答弁につきましては、県とか業者の計画であって竹原市の見解ではないと考えます。竹原市は絶対に新庄の横大道側には処分場の流水や浸透水は流れないという判断であるのか、再度お伺いをさせていただきます。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 広島県に確認しましたところ、埋立地内を造成し水路や集水管、勾配などを設けることによって、本市側に流れ出る浸出水については埋立地の南側、国道２号線の北側に設置予定の調整池へ流入後、放流されることになっております。その後は棕原川へ流下する計画になっているとのことでございます。

副議長（今田佳男君） ４番下垣内議員。

４番（下垣内和春君） 市としてはこの処分場から発生する最悪の状況を考えながら今後対応していただきたいと思いますし、そういうことが市民の不安を解消するものと考えておりますので、隣接もしておりますので、今後も慎重に対応していただきたいと思います。

それと、この処分場の操業が始まって僅か２年であります。この間、２度の基準値を超過する事案が繰り返されております。安定５品目の廃棄物の埋立てでこのような状況は、私は広島県も計画を想定していなかったと考えます。竹原市はこのような状況をどのように考えておられるかお伺いします。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 事業者には今後も改善措置の内容を継続いただき、法令遵守の徹底をお願いしたいと考えております。また、広島県に対しては、市民の懸念をしっかりと伝えるとともに、市民の不安が払拭されるよう、引き続き当該最終処分場に対する監視指導を徹底していただくよう求めてまいります。

副議長（今田佳男君） ４番下垣内議員。

４番（下垣内和春君） 今後は必ず竹原の新庄側へ流水が流れてくるということでございます。今本郷であるような、紹介したような汚染水等が流れることの絶対ないように、竹原市としてもしっかり監視をし、対応していただきたいと思います。

そして、この処分場は、このような継続的な操業が今後も行われていくと私は考えます。新庄横大道川はその処分場に隣接し、横大道を流れる横大道川に処分場からの流水や浸透水が流れる可能性は否定できないと考えますし、地元の方も不安を感じておられます。地元には、井戸で生活されている方もいらっしゃいますし、米作りのため横大道川の水を利用されている方も多くいらっしゃいます。

この地域は、平成３０年７月豪雨災害で甚大な被害を受けました。この被害状況のために、地元の方や、私は消防団でございますので自衛隊の方と山中へ上がってため池がある

ところへ調査に行きましたところ、土砂災害でため池の半分以上は土砂で埋まっていて、その水や土砂が山を下り横大道川に流れて甚大な被害の一つの要因ではなかったかなと今思っております。しかしながら、その災害復旧につきましては竹原市が全力で対応していただいたと私は思っております。地元住民の方も大変喜んでいらっしゃると思っております。

しかしながら、その山も処分場といよいよ隣接したところでございますし、今裁判の中で控訴審等も行われております。今の裁判の中で、J A B さんはその控訴審の中で参考人として今回参加をされております。その中で、J A B さんは、日名内川、そこはもともと汚れている川だよというようなことも伺っております。そういうことがございますので、現在、新庄横大道川を流れる川は大変きれいでございます。今後などを考えると、竹原市において竹原、新庄側に処分場からの流水が流れる前に、一度横大道川のほうの公的な水質検査の実施をお願いしたいということが今後の対策等にもつながると思いますので、その辺についてお伺いいたします。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） そうした住民の懸念を踏まえ、現在、棕原川の水質検査は実施しております。横大道川へは流れ出ない計画であるとお伺いしておりますけれども、やはり住民の懸念を踏まえ、横大道川における早い段階での水質調査の実施を検討いたします。

副議長（今田佳男君） 4 番下垣内議員。

4 番（下垣内和春君） 前向きな検討でやっていただきますように、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、2 番目の問いでございますが、県が行う水質検査等に、当初竹原市の職員も同行できるのかなと私は思っておりましたし、聞いていたような気がするのですが、市区外であれば同行できないということを大変残念に思っております。今後、竹原側に必ず汚染水の可能性のある流水や浸透水は流れます。そのためにも現地視察は必要と考えております。

議会におきましても、民生都市建設委員会では視察をするということを検討し、そのように決定させていただいて、議長のほうに提出させていただいたわけでございますが、市としても、私たちと同行して現地視察をすることをしていただけるかについてお伺いさせていただきます。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 議会のほうで、施設視察先として事業者の方から同意を得られまして、視察先として決定されましたら、職員の同行についても検討させていただきたいと思います。

副議長（今田佳男君） 4 番下垣内議員。

4 番（下垣内和春君） 行政もそうです、議会もそうです。共に協力して、今後竹原市側に流れることについて、どうしてもそういうことの現状を見ていくということは大変いいことだと思いますし、今後の対策にもなります。また、市民の方もすごく不安を持っていますので、行政や議会がそういう、要するに対応するということが大変いいことだと思いますので、今後も前向きな検討でお互いに視察ができるようにしたいと考えております。

そして、もう一つお聞きしたいのは、現在竹原側のほうの廃棄物を埋め立てるための工事等は多分始まっているのではないかと思いますけれども、本郷産廃場がいろいろできる前に私もいろいろ勉強会に出させていただいたときに、林地開発ですよね、森林開発、要するに処分場を造るとかの林地開発は三原市は三原が許可を持っているということで、いくら県が処分場を造るといっても、市が許可するのかもしれないのかという話も何遍も聞きました。その中で、今後竹原市にもそういう処分場ができる可能性があることも考えられますので、竹原市としては、林地開発はどのようになっているのかということについてお伺いさせていただきます。

副議長（今田佳男君） 建設部長。

建設部長（岡崎太一君） 竹原市の林地開発許可についてお答えします。

林地開発許可は森林法第 10 条の 2 に基づく許可制度で、法律上許可権者は都道府県となっております。広島県においては、権限移譲により一部の市町にその事務を移譲しており、三原市は県から移譲を受けていることから、本郷処分場に係る林地開発については三原市が許可したものという認識です。

竹原市においては、この事務の移譲を受けておりませんので、竹原市で林地開発許可申請が出された場合、許可権者は広島県となります。

以上です。

副議長（今田佳男君） 4 番下垣内議員。

4 番（下垣内和春君） では、竹原市においては、そういうことが出てきたら全て県が許

可をしていくという判断でよろしいのですか。分かりました。今後、権限移譲も竹原市に
していただける可能性もあるかどうかについて再度また検討してみたいと思いますので、
そのときは協力していただきますように、よろしくお願いしたいと思います。

続いて、3項目めの質問でございますが、第1回目の汚染水等が出たときに、竹原市議
会は、昨年7月でございますが、法定基準を上回る汚染状況が確認されたことに伴い、
広島県が廃掃法に係る広島県行政処分実施要領に基づき、産業廃棄物処理施設設置者に対
して、積極かつ厳正な対処をされるようにということで、全会一致で意見書をまとめて環
境県民局長に手渡ししております。

今回の答弁におきまして、今回の答弁書における事業者において基準値を超過した原因
の究明及び改善措置を徹底し再発防止を求める必要があると考えており、広島県に対し、
当該産業廃棄物最終処分場への廃棄物処理法に基づく監視指導により、より一層の強化を
求めたいと考えておりますとの答弁でございますが、これは具体的にはどういう対応をさ
れるのかについてお伺いさせていただきます。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 広島県においては、今月4日付で産業廃棄物の搬入及び埋
立処分の再開を認める際に、今後当該産業廃棄物最終処分場に対する浸透水の行政検査を
強化して実施することとされております。

本市といたしましては、当該産業廃棄物最終処分場が法令に基づき適正に維持管理され
ていること、浸透水が基準値を超過していないことを確認するためには行政検査の回数を
増やしていただくことが効果的であると考えていることから、広島県に対して、行政検査
の強化の継続実施を求めてまいりたいと考えております。

副議長（今田佳男君） 4番下垣内議員。

4番（下垣内和春君） やはり今後新庄側へどうしても流れてくることがあって、
今までのような超過のようなものが竹原側へ流れては大変困るわけです。そのためには、
市のほうから県のほうに積極的に組合さんのほうに徹底した管理をしていただくというこ
とで強く要望していただき、そういうことのないように、竹原市のほうも最善の対策を取
っていただきますようによろしくお願いしたいと思います。

続いて、5番目の放射性廃棄物のことでございますが、そういう話もちらほら僕が聞いて
おりますので、市としては、事実があることを竹原市が知ったら市民の方に報告してい
ただけるものかについてお伺いします。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 広島県からは、現時点において県内に放射性廃棄物を搬入したことはないと同っております。県によりますと、放射性廃棄物の搬入は想定されていないとのことではありますが、仮にそうした事実が確認される場合には、市民に対して報告いたします。

副議長（今田佳男君） 4 番下垣内議員。

4 番（下垣内和春君） このことについては、市民に大変重要な問題でございますので、報告するということなので、そういうことがあれば、多分私はないことを信じておりますが、あったら市民のほうへ報告していただきたいと考えております。

次、6 番目でございますが、水源保全条例でございます。

三原市さんが水源保全条例をつくられて10月1日から施行されるわけですが、三原市さんの基本的な方向性は、排出規制型及び環境配慮型手続に重点を置いた環境配慮型の混合タイプでございます。三原市と連携する竹原として、この条例の内容等についてどのように思われているかお伺いします。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） このたび三原市において制定された条例は、対象地域を三原市内全域とされており、対象施設として産業廃棄物最終処分場のみでなく、水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設も含められております。

仮に、本市で三原市と同様の条例を制定するとした場合、その事務処理に相当のコストやマンパワーが必要となることが想定されることから、三原市の条例の内容をそのまま本市で制定することは難しいのではないかと考えております。今後、三原市が制定された条例を実際に運用される中でどのような効果を発揮しているのかなど、その動向を注視しながら、情報の収集に努めてまいります。

副議長（今田佳男君） 4 番下垣内議員。

4 番（下垣内和春君） 10月から施行されますので、その状況をよく見るということだろうと思います。三原市では、この保全条例をつくるためにかなりの時間をかけて、いろんな行政としての立場、状況等を勘案しながらつくられたものと考えております。また、これは三原市の市議会のほうも当然通過をして通っております。私としても、今回制定された三原市の条例がどのような運用されるかを今後見守っていきたいと考えております。そして、条例のことについて、今の本郷の廃棄物処理場があるからそういうことも水

源保全条例が大事ではないかということだろうと思います。

竹原市は古くから自然豊かな環境に恵まれ、安全な土壌や安全な水によって発展してきたと考えます。これをどうしても私たちは後世に残していくという重大な務めがございます。その中で、竹原市にもすばらしい基本条例というものがございます。それはどうしても理念的な条例だと考えますので、直接いろんなことに関してのことは大変難しいところがあるので、やはり最終的には水源保全条例を、竹原市独自のものを、今の三原市の条例等もよく勘案され、また竹原独自のものを今後つくっていく。今は竹原市には最終処分場はありません。ですが、今後できることも否定できませんので、そこらも踏まえて、今の林地許可とかいろんなこともございますし、そこらも総合的に考えて、竹原市独自の水源保全条例をつくるのがいいのではないかと私は考えていますが、その辺について御答弁をよろしくお願いします。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 廃棄物処理法や水質汚濁防止法など、法律によって規定されるものについては、本来その法律を根拠とした対応が図られるものであり、その法律に基づいた適切な対応が図られることが重要であると考えております。

今後、三原市が制定された条例を実際に運用される中でどのような効果を発揮しているのかなど、その動向を注視しながら情報の収集に努めてまいります。

副議長（今田佳男君） 4番下垣内議員。

4番（下垣内和春君） 本郷の安定型処分場と水源保全条例のことについて最後の質問を市長にさせていただきたいと思います。

竹原市は、持続可能な発展をするという中で、人口減少を抑えて竹原市全体の活性化やにぎわいの向上が必要と考えております。それと同時に、今まで竹原市民が大切にしてきた、水源のような地域資源を守らなければならないと考えます。

今、水源保全条例の制定を多くの市民が求めておられると思いますので、今後市長はこのことについてどのようにお考えをされているか、お伺いさせていただきます。

副議長（今田佳男君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 水源保全条例に関する議員の今までの本郷産廃場に係る事案から御提言をされているものでございます。

いずれにしましても、竹原市民の安全・安心を守る、そして自然環境を保全するという責務は広島県及び市町村にあるわけございまして、それを守るための手段として、まず

は法令による様々な規定を事業者側または市民が遵守していくということは非常に大事な
ことだというふうに思っております。その上で、どのような水源保全する制度が今後取り
組むべき内容になるかについては、先ほど来、部長が答弁しておりますように、県内にお
いても特色があるといえますか、他に事例のない取組を三原市さんが行っておられるわけ
ですから、その事例を十分に把握し参考にしながら、竹原市の制度について検討を進めて
まいりたいというふうにも考えているところでございます。

副議長（今田佳男君） 4 番下垣内議員。

4 番（下垣内和春君） 市長、ありがとうございます。前向きな考えを今後ともよろしく
お願いしたいと思います。

続きまして、義務教育学校賀茂川学園の設立の経過についての再質問をさせていただきます。

私は、今回 4 点ほどこのことについて重点的に、当然子供たちが通う校舎等の安全性と
いうことと、子供たちが通う地域の安全性、それがひいては子供たちの安全につながる
ということと、特に賀茂川学園におきましては、どうしても地域とのつながりというもの
かなり深うございまして、それを今後どのようにしていくのかということについては、地
域の私たちの事業についても大変大きな影響を与えるということもございます。そのこ
とや、最後に、特認校でありながら賀茂川学園は仁賀キャンパスを持っているということは
日本でも唯一のことだというような答弁もいただいておりますので、そこらを含めて再質
問をさせていただきますが、設計図等で、3 回、4 回と準備委員会で検討された結果にお
いて、更衣室が最初は新しく増築でやるということだったと思いますし、放課後児童クラ
ブの場所というものは南側のほうのグラウンドの前の出張所があったほうへ置くというこ
とでありました。それが、今回、更衣室は柔剣道場の中につくると、また放課後児童クラ
ブはまた別のところへ持っていくという、この理由についてお伺いさせていただきます。

副議長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 準備委員会で御説明いたしました設計の見直しにつ
いての御質問でございます。

まず 1 点目、児童生徒が使う更衣室につきましては、当初学校内における空き教室が少
ないということで、新たな更衣室棟を職員室の西側に増築をいたしまして整備する、そう
した案としておりましたが、そうした場合には、職員室のほうからグラウンドや小
学生用の広場が死角になってしまうということがございました。また、新たな更衣室スぺ

ースを柔剣道場に整備するほうがより効果的、効率的な施設活用になるということから、見直しを行ったものでございます。

また、放課後児童クラブにおきましては、当初学校との動線を分けたほうが望ましいという、そういった考え方から、議員おっしゃられるように、グラウンドの南の端のほうに新たに整備すると、そういった案にしておりましたが、そうした場合において、進入口に面した道路が非常に狭隘であって、保護者の皆様が児童の送迎をする際の出入りの安全確保、そこに課題があるということから整備する場所の見直しが必要と判断をいたしまして、プールの北側のほうに新たに整備する方向で整理をしたものでございます。よろしくお願いいたします。

副議長（今田佳男君） 4 番下垣内議員。

4 番（下垣内和春君） 今の次長の答弁でよく分かりました。今後とも、準備委員会でよく協議されて、児童生徒が安心して学園生活が送れることのために対応していただきたいと考えております。

そして、周辺地域の安全とか大雨等のことについて、水路のこともお伺いさせていただきました。

平成30年の災害のときには、これも大きな災害を受けたことも事実でございますが、今回の答弁書においては、定期的に点検などを実施することで適切な維持をしていくよということでありますので、しっかりとした対応をしていただけると判断させていただきます。

しかしながら、現在、賀茂川中学校の正門横に大きな側溝があります。それは、賀茂川中学校へ大雨が降っても雨水等は入らないと思います。しかしながら、平常時においては、生徒や周辺地域や車両などが側溝へ転落する可能性があるとも考えます。今まではそういうことがないわけでございますが、そういう大きな側溝の横へのガードレールやグレーチング等を引いていただくような安全対策について、ぜひとも現場へ行って確認していただいて対応していただきたいと思いますが、そのことについてお伺いさせていただきます。

副議長（今田佳男君） 建設部長。

建設部長（岡崎太一君） 賀茂川中学校周辺の安全対策についての御質問でございます。

賀茂川中学校周囲の道路側溝につきましては、農業用水にも利用されていることから、通常と比べて大きな側溝が設置されているところです。

現在は、正門入り口付近に転落用のガードパイプを設置しているところですが、賀茂川学園が設立されると児童の通学が始まることから、これまで以上に通学路としての十分な安全確保を図る必要があると認識しております。御指摘の点も含め、引き続き地域や学校関係者の皆様の意見を伺いながら必要な対策を検討してまいります。

以上です。

副議長（今田佳男君） 4 番下垣内議員。

4 番（下垣内和春君） 今、部長から答弁いただきました。大変喜んでおりますが、今以上に安全対策に心がけていただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、4 番目でございますが、学校と地域の連携というのは大変複雑で、いろいろなことやっております。

一つの例をいいますと、私も荘野の住民の一人でございますので、いろいろな地域の自治会とか協働のまちづくり、地区社協、防犯組合等全ての役員をやらせていただいて学校との関係を構築しているわけでございますが、特に私が関係しているのは協働のまちづくりの中の荘野の安全部会という部長をさせていただいております。それは、小学校の防火教室とか、または中学校の防災対策等について、小学生と中学生といろいろなことを地域の方でやるようなことをしております。その安全部会のほとんどの行事が小中学校との関係の行事が多いので、そういうこともほかの地域やほかの事業でもあると思ひますので、実際には、設立準備委員会や学校運営委員会がしっかり協議していくということですが、より慎重に適切に取り組んでいただきたいと、そうしないと地域の事業自体がどうなるかということが大変に微妙なところもござひますので、その辺も含んで、今後ともしっかり対応していただきたと思ひますが、そのことについてお伺ひさせていただきます。

副議長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 議員さんに御紹介いただいたような地域と学校がこれまで協働して協力して取り組んできた様々な取組については、地域また学校、双方にとって非常にメリットがある取組でありまして、今後においてもそうした取組を引き続いて継続させていく、効果的な取組としていくことは、我々といたしましても非常に重要なことだと考えております。したがひまして、準備委員会等を通じて、しっかり慎重で丁寧な検討を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

副議長（今田佳男君） 4 番下垣内議員。

4 番（下垣内和春君） しっかりといろいろと協議されて、よろしくお願ひしたいと考え

ます。

最後の質問に移らせていただきます。

今回の一般質問では、（仮称）賀茂川学園の小規模特認校としての目指す学園の運営、仁賀キャンパス、分校の機能充実、発展の取組等についてお伺いしました。

小規模特認校として、特に前期課程において多様な教育活動を展開する分校を有する学校では、現時点において国内初めての例であると答弁されております。

最後に、教育長に、今後の（仮称）賀茂川学園や仁賀キャンパスなどの教育内容についてどのようなお考えで実施されるのかをお伺いいたします。

副議長（今田佳男君） 教育長。

教育長（高田英弘君） では、御質問に答弁させていただきたいと思います。

（仮称）賀茂川学園の、これは仁賀キャンパスも含みますけれども、教育内容、カリキュラム等に関しては、法令的には当該校長の専権事項ということになりますけれども、現在このことについて教育委員会として、賀茂川学園の理念等を、北部の4校の校長をはじめ、カリキュラム作成委員会を務めてくれる教員に説明して、そういった教育内容、カリキュラム案を実に精力的に検討してもらっているところです。この骨格については、今年度中、来年の3月には大枠をお示しできることと思うわけですが、そういったことに對しまして、理念等について私が説明して、先生方にお願いしているということを含めて答弁させていただければと思いますが、そもそも、この開校を目指す（仮称）賀茂川学園は、当初から全国初を目指したというわけではありませんで、竹原市北部地域において、これまで特に学校と地域が有機的につながってこられたという特徴を生かした学校づくりを検討し、北部のそういった4校だからこそできるというところで、さらにこれからの時代に求められる多様な子供たちを受け入れることのできるフレキシブルな学校を目指したいと構想を膨らませていきましたら、これがこれまでに全国に例がないことで期待をされているというところでございます。そして、この賀茂川学園を創設いたしましたら、竹原市においては3つの義務教育学校と竹原中学校区の4つの学校群が整うということになります。

ところで、ちょっと別の話になりますけど、今の子供たちが活躍する頃の将来の社会では、ICTとかAIとかIoTとかロボットなどの活用は生活の中でも当たり前になって存在していると考えられておりますし、そういったこれらの情報技術等を手段として、効果的に教育の場において活用することの重要性というのが高まっていくわけであります。

私は、こういった中で今後も全国的に進行すると推測される少子化の進行、これは正面から受け止めながらも、地域の教育力をしっかりと生かしていくことを土台として、さらに今申し上げたように、今後もさらに革新が進む情報技術をより有効に活用することで、教育内容の充実、進化、これを継続させていくことに挑戦する価値が大いにあると考えております。そして、下垣内議員がおっしゃっていただいたように、地域と学校とさらに行政がそれぞれ当事者としての責任を果たしながら、学校が地域コミュニティの核としての性格を機能させるために協働して取り組んでいって、竹原市内のこれからできる4つの学校群を可能な限り存続させていく、そういう方途を探っていくことが重要だと考えております。

今、日本中で、事実として少子化を背景とした学校統廃合が進んでおります。しかし、私はそれを受け身で捉えて、残念であったり、寂しさであったりとマイナスの思考に向けてはいけないと思っています。少子化が進行していても、今申し上げたように、私たちが持ち得る環境を駆使して、それに抗い、これから21世紀から22世紀につながる時代を生きる子供たちに必要な資質能力を育むことができる学校を地域と一緒につくっていくのだという思考で、この地域と子供たちの未来をみんなで切り開いていきたい、こういうふうに願っております。

その土台となる竹原市における小中一貫教育と学校運営協議会、すなわちコミュニティ・スクールは着実に成長していると思っています。このような思いから、冒頭申しましたように、この竹原市北部の地からこれからの時代のモデルとなるような学校を発信していきたいと願い、地域、学校、行政で協働して取り組んでまいりたい、こういう思いでありまして、それに基づいて今カリキュラムの作成を精力的にしているところであります。

繰り返すようですが、これからの時代にふさわしく、自信を持ってこの地から発信できる、これは以前も申しましたが、地域がもう一つの学校、地域の住民の方がもう一人の先生、地域の教材がもう一つの教科書、そして北部地域の生きた教材からたくましさを学ぼうといったような地域の教育力を生かした学校を地域の皆様と協働してつくってまいりたい、こういうことを申し上げて私の答弁とさせていただきます。御協力よろしく願います。

副議長（今田佳男君） 以上をもって4番下垣内和春議員の一般質問を終結いたします。

午後2時20分まで休憩いたします。

午後２時０８分 休憩

午後２時１９分 再開

〔議長交代〕

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位６番、平井明道議員の登壇を許します。

１番（平井明道君） 皆様、お疲れのところよろしくお願いします。

令和６年竹原市議会第３回定例会一般質問、平井明道。

なぜ急ぐ、複合施設とは関係のない民間物件、旧イズミ土地建物の売買。寄附と言いながら実態は売買、癒着が疑われても仕方がない結論ありきの強引さ。

７月の複合施設の特別委員会で説明された素案には、なぜか市道を挟んだ民間建物物件の寄附が盛り込まれており、なおかつその土地に複合施設を建てるわけでもなく、具体的な説明もなく、ただ店舗誘致のにぎわいづくりという説明しかありませんでした。

今回の複合施設事業では、必要もない民間の土地建物の寄附を受け取るということでしたが、寄附を受けた後、建物を取り壊さなければなりません。その建物にはアスベストがあり、飛散防止に高額な費用がかかります。地下には何があるか分かりません。その疑念は、８月１日に参考人として来られた破産管財人からも明確な説明はなく、概略の見積りで詳細なものはなく、ますます疑念が深まりました。つまり、予算総額で明確なものはなく、膨らむ可能性が大きいことが分かりました。要するに、１，０００坪の土地を坪２５万円以上がかかることが今確定していることだけです。これが、実際には坪３０万円、４０万円、５０万円と跳ね上がるわけです。それでも寄附というのでしょうか。

真実は、民間では取壊し費用がたくさんかかるから市に押しつけようということではないですか。今の竹原市でも土地代金坪２５万円はかなりの高額の物件です。これが、坪３０万円、４０万円ということになれば、当然疑念が生じます。特定の方に便宜を図っていると受け取られても仕方がないのではないですか。

さらに、なぜか隣接する庁舎北側の駐車場は寄附ではなく、こちらは売買で、そこにもなぜか民間建物物件があり、それは買収するということで、なぜその建物が必要なのか明確な説明はありません。余計な出費と考えます。それならば、なぜハローワークやその隣接のアパートは買収しないのですか。全くもって説明がずさんで、このままで事業を進めていくのはあまりに稚拙であり、住民不在の議会軽視です。

仮に、今イズミが営業していた場合には、当たり前ですが市が所有する土地の範囲内で複合施設を考えたはずです。民間施設が倒産した途端に急にツケを市に押しつけられているかのように映るのは私だけでしょうか。

本来、現在の市の所有地で複合施設は考えるべきで、もし面積が足りないのであれば地価の安い郊外を探すべきです。予算総額が不明の物件を買うべきではないと思いますし、市役所としてそのような危険で無計画な事業をしてはならないと思います。今の理事者側の説明は、具体性がないばかりか将来世代にツケを回してしまいます。維持管理費も莫大になると考えますが、それすらも計算されておらず、慎重さがまるでありません。竹原市は人口減少が激しく、電発3号機の休止が予想され、企業誘致がまるでない中でどうしてこんな巨大な事業を1か月で決める必要があるのでしょうか。

先日、匿名ですが市民から手紙が届きました。タネットで特別委員会を拝見された方でした。市の将来を憂い、市長の身内は税金で助け、駅前に広がる不良債権には見向きもしない。今の理事者側の態度は説明責任を果たしておらず、議員の質問にはけんか腰で目つきが悪く、腕を組みながら説明する職員は公務員として失格であると断罪されておりました。

このまま9月末に寄附を受け、市に損害を与えることが分かり切っている中で強硬に押し進めることは私は反対です。まずは、ゼロベースで丁寧な説明と将来世代にツケを回さない適切な計画を議会、市民に説明するべきです。今のままでは結論ありきで、民間との癒着が疑われても仕方ありません。

さらに、今は南海トラフ地震発生が切迫する時期が来ています。どこの自治体も市民の生命、財産を守るために準備を進めています。のんきに複合施設がどうのこうのと言っている暇はあるのでしょうか。今、大地震や津波が来たらどうするのでしょうか。平成30年豪雨災害の教訓はどこにいったのでしょうか。東野町は、いまだに民間施設を避難所にしていますが、平成30年豪雨災害から既に6年が経過しています。いまだに民間施設に避難させるとはどういう神経なのでしょうか。あまりに無神経ではないですか。まずは、避難所や高台への避難ルート、防災センター建設を検討することが先ではないですか。

今後、このような大事業を行った場合には、莫大な維持管理費や借金の返済に迫られることになります。この先20年、莫大な経費を市は負担しなければなりません。そのときには、誰がその責任を負いますか。また、3年前みたいに行財政改革をするようになるのではないですか。人口が2万人を切るのもあと数年です。地方交付税は減少し、電発3号

機が休止されたらどうされるのでしょうか。市政が傾いたときには、市長や副市長は、そして市の幹部は退職をして莫大な退職金をもらえますが、残された若手職員は給与カットされることになります。市民には増税、補助金カット、交流センターも廃止されることになるでしょう。市議会も将来時給制になるかもしれません。市政運営が厳しくなれば、近隣市町へ合併のお願いもしなければならなくなるかもしれません。そうなれば、市内の建設業、関係する事業者も廃業となるでしょう。そのような事態になったとき、市長をはじめ市の幹部はどのように責任を取られますか。給与や退職金を返上してただ働きされますか。冷静に考えてみてください。市は、課題が山積みです。課題整理にはどうしてもお金がかかります。公共施設を増やせばなおさらです。ランニングコストを考えなければ市の財政はもちません。

今、小学校が統廃合されていますが、その古い建物はどうされますか。取壊し費用は財政を必ず圧迫します。利活用するにしても、修繕に莫大な費用がかかります。今も竹原市内には多くの古い公共施設が取り残されたままです。放置することで、責任を取らず将来世代にツケを回し続けています。

私の地元、吉名町には旧吉名小学校や旧ごみ焼却場などが残されていますが、これらも取り壊すだけで億単位の経費がかかります。これもツケです。そのほかにも市内には多くの施設がそのまま残されています。市営住宅でさえ古いままです。複合施設で市政が傾けば、おのずとそれらは放置されるでしょう。自治会からの住民の要望も、お金がないからと予算化されなくなります。豪華な複合施設を造っても、住民福祉が切り捨てられては本末転倒ではないですか。

今後、竹原市が選択する道は2つしかありません。収入を増やすか、支出を抑えるかのどちらかです。理事者側は、旧イズミ建物を取り壊しさえすれば跡地に店舗が来るとしきりに言われていますが、果たして人口減が激しい市に店舗は来るのでしょうか。よしんば来たとして、市の歳入が増えるような馬力のある店舗は期待できないでしょう。理事者側は、しきりにいい話がある、問合せがあると言っていますが、それならば民間同士で実施させればいいではないですか。なぜ、そんなに引き合いがあるのに市が介入しなければならないのか意味不明です。完全に説明が矛盾していませんか。国の補助金があるにしても、公金です。どうしても特定の人を救済するのであれば、市内で取壊し費用が工面できない物件所有者全員を救済してあげてください。それが公平公正ではないですか。

今の竹原市の現状から目を背けないでください。複合施設を建てれば人口減少に歯止め

がかかると言われる市民は、私が聞いた限り一人もいません。人口は減少の一途で、不名誉な消滅可能性都市広島県第1位に選ばれ、企業誘致もできず、石炭火力発電も風前の灯です。収入は増える見込みもありません。理事者側は、その努力をされていますか。その熱意も誠意も一つも感じられません。したがって、収入増は全く見込めない状況です。であるならば、支出を抑えるしかありません。観光事業も成果の出ない事務費を浪費するだけのDMO事業も即刻やめるべきです。市政運営が厳しい中、市の幹部の天下り先をつくるのは即刻やめてください。なぜ、市の組織とは直接関係のない任意団体に幹部職員だけを派遣しているのか意味不明です。それならば、あまねく市内の会社、団体全てに公務員を派遣してください。なぜ、税金で特定の団体だけに便宜を図っているのか意味が分かりません。

最後に、議会は理事者側から提案された案を自動的に追認する機関ではありません。今回の複合施設は、市の運命を左右する大事業です。将来に禍根を残すことのないように、理事者側から簡潔明瞭な答弁がない限り、今後この関連予算については私は承認できません。

特に、よく御存じかと思いますが、元庄原市長は現在市から約2億円の賠償を個人に請求されています。今回の件でも、これだけ指摘があるのにもかかわらず強引に進めた結果、取壊し費用が増え、住民訴訟が提起され、市に損害を与えられたと認められた場合には、市長以下、その損害を個人で支払う事態になります。賛同された議員も例外ではありません。これだけ議会から指摘されながら、よく調べもせず寄附を受け、市に損害を与えた場合には、市が敗訴する可能性は高いと相談した弁護士の先生も言われています。私は、市から個人に賠償を請求されることは不名誉であり、負担する財力もないので、寄附についても全力で反対します。

ついでには、以下の8点を質問いたします。

1、寄附という名の民間所有物件の売買をなぜ急ぐのか。破産管財人も明確な取壊し費用を計算していない中、今後取壊し費用が増大した場合には誰が責任を取るのか。今でさえ坪25万円で売買することになり、民間相場は超えている。住民訴訟となった場合には、市長、副市長、関係部課長、賛成議員はその責めを負うことになるが、理事者側にその覚悟はあるのか。

2、隣接する市道を廃道する場合には、近隣住民の合意形成が必要と思われるが、前回の特別委員会では合意形成はこれからだということだった。廃道ということになれば、近

隣物件の利便性が低下し、不動産価値も低下する。合意形成が取れなかった場合にはどうするのか。また、その場合、追加で買取りを求められた場合には応じるのか。

3、中心市街地活性化ができるのは首都圏のみ。それは、公共交通が発達しているからで、地方は公共交通が貧弱で、車がないと中心部に來ることさえできない。中心市街地活性化政策は、人口が減少する地方では既に政策的に失敗している。国の考え方は、地方行政を全く考えていない。今回の補助金も、延べ床面積を減らすことが条件の行革メニューとなっている。中心市街地に全ての施設を集めるのではなく、分散、節約型の自治体を目指すことが竹原市の生き残る道と考えるが、市長の考え方は。

4、なぜ新築ありきなのか。これまでの行政は、物件を修繕して使用してきたと聞いている。商工会議所事務所、上下水道事務所、そして新庁舎にしても修繕して使用している。耐震補強や修繕をすれば、現庁舎は図書館、美術館、児童館に転用、市民館ホールは使用可能と考えるが、なぜ1ミリも検討していないのか。新築にこだわる理由は。

5、なぜ維持管理費を計算していないのか。総事業費も目安として約80億円と説明を受けたが、総事業費もまだまだ増える可能性が大きく、市の身の丈に合っていない。事業規模を縮小し、修繕を視野に維持管理費を計算すべきではないのか。現段階での具体的な維持管理経費の推計は。

6、今後総事業費が80億円程度と言われているが、資材価格や人件費の高騰などで事業費がかさんだ場合には、全て国庫補助対象とはなり得ないと考える。総務省でヒアリングしたときにも、事業対象経費とそうでない単市での経費があると聞いている。現在の理事者側の説明では全て国庫補助対象となっているが、虚偽の説明ではないのか。

7、6の関連で、もし全て国庫補助対象でない場合には、市の基金——要は貯金です——を使用することになるが、虎の子の基金を崩してしまった場合には、今後の市政運営が厳しくなるのは明らかである。基金の取崩しは幾らを想定しているのか。

8、最後に、今後議会終了後に議決を要しない寄附を受けることは、議会との信頼関係がゼロとなる。破産管財人の説明は理事者側の説明とほぼ同じで、疑念が一層深まっている。それでも9月末に寄附を受け、莫大な解体費を計上するつもりなのか、明確な答弁をお願いする。今後、解体費が増大し、地価相場を超える単価になった場合の責任の所在は。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 平井議員の質問にお答えいたします。

1 点目及び 8 点目の寄附に関する御質問でございます。

旧ゆめタウンの建物は、現在破産管財人により破産手続が進められているところですが、建物と敷地の所有者が異なっており、敷地自体は破産手続の対象となっていないため、建物だけを取得しようとする事業者もなく、民間主体での解体や新たな活用が困難な状況となっております。現状のままでは建物が残置され、誰も管理しない状態になることから、今後外壁の劣化、金属部の腐食による落下や飛来事故、地震による建物の崩壊等も想定され、市民の安全が危惧される状況となることが予想されます。

このような状況が見込まれる中で、破産管財人からは法人所有の旧店舗建物と個人所有の敷地を取りまとめて市へ寄附し、新たな事業で活用してもらいたい旨の御提案をいただいております。9 月末までに市として寄附を受けるか否かの結論を求められているところであります。

このため、寄附の受納を前提として、先日の特別委員会においては、過去に市が公共積算ベースで解体した同種構造の旧福祉会館の実績を基に、旧ゆめタウン建物の解体費を約 2 億円と算定しお示ししたものでありますが、今後の物価動向によっては変動する可能性もあることから、事業実施時点では改めて積算して御説明すべきものであると考えております。

この解体費につきましては、費用の 2 分の 1 を国庫補助金で賄えることとなっており、現在の解体費の見込みを踏まえると実質的には 1 億円程度の市の負担となりますが、寄附を受ける土地部分は市中心部で国道と市道に接道した約 3,300 平方メートルのものとなり、更地としておおむね 2 億円程度の資産価値となるものであります。

建物解体後には、土地を民間事業者へ有償で貸し付けることができるため、解体費に係る実質的な市の負担についても大幅に軽減できるものと考えており、全体的な財産変動としては本市にとってプラスになるものであると考えております。

本市といたしましては、現状のままでは残置される可能性が極めて高い旧ゆめタウン建物を解体することにより市民の安全確保を図るとともに、旧ゆめタウン駐車場や旧かつらは事業用地として購入し、新たに計画する複合施設が市民ニーズを踏まえたよりよい施設となるよう整備に取り組むほか、旧ゆめタウンエリアを活用し、複合施設と相乗効果を生み出すことができる民間機能を誘導することで、企業誘致や雇用の場の創出も目指して

おり、単純に公共施設を更新するためではなく、様々な課題に総合的に対応するための一体的なプロジェクトとして、適正な目的の下で事業を進めていくこととしていることから、御指摘のような責めを負うものではないと考えております。

2点目の隣接市道の取扱につきましては、現在確定しているものではありませんが、今後の土地利用の形態や民間提案の動向を踏まえ検討していくものとなります。新たな施設へのアクセス機能を確保しつつ、周辺にお住まいの方の交通利便性も考慮して取り組み、合意形成に努めてまいります。

次に、3点目及び4点目の公共施設の再整備についての御質問でございます。

現市庁舎と市民館は、建設から50年以上が経過しコンクリート強度などに課題がある中で、耐震補強や構造体の大幅な補強、内外装や建築設備の全体更新等により費用負担も多額になるとともに、内部利用の観点からも自由な機能配置や空間の確保に大きな制約が生じることとなります。新たな複合施設は、市民が主体となって利用される施設であり、様々な課題が見込まれる老朽建物の再利用ではなく、利便性と経済性を両立できる官民連携事業により、市民の皆様の御期待にお応えできる施設整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の総事業費につきましては、7月19日開催の特別委員会において市が直営で事業を行う場合での概算費用として74億円とお示ししておりますが、これは国庫補助申請において配分枠を確保するための概算事業費であり、実際の施設整備に当たっては、将来にわたり様々な市民ニーズに幅広く対応できる利用しやすい施設とするため、設計、施工、管理において民間ノウハウを最大限活用でき、かつ事業費の縮減にも寄与することができる官民連携手法により整備、運営してまいりたいと考えております。

また、複合施設に集約する機能としては、市民ホール、図書館、子育て支援、地域交流センター等を想定しており、これらの施設を集約することにより、全体的な施設規模を縮減するとともに、民間主体での運営や新たな機械設備の省エネ化などにより維持管理費の縮減を図ることとして、事業発注時における要求水準の検討を進めてまいります。

次に、6点目の国庫補助対象経費についての御質問でございます。

国庫補助金につきましては、補助制度を所管する国土交通省へ事業計画案を提出し、現在協議を進めておりますが、特別委員会資料での財源構成においても一定に補助対象外が発生する可能性も考慮し、算定したものをお示ししております。しかし、これらの数値は国庫補助申請において配分枠を確保するための概算となりますので、最終的には民間提案

を踏まえた事業内容と金額により積算するものになると考えております。

また、7点目の基金の取崩し額につきましては、図書館建設など具体的に用途が限定されているものについては活用することになりますが、その他の機能については現在お示している事業費が市が直営で事業を行う場合の概算費用であり、実際の施設整備に当たっては官民連携手法により実施したいと考えていることから、民間事業者から提案をいただき、施設整備費や管理運営費が一定に積算できた段階において必要な基金の取崩しの額や時期についても検討することになるものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 1番平井議員。

1番（平井明道君） 5番の質問のランニングコストの推計がきちんと出されていないことをお伝えして再質問に移らせていただきます。

相場を超えてまで必要な土地である根拠がやっぱり僕には見当たらないのです。理事者側は修繕を、先ほども言われたように全く考えられていない。建物がある以上、取壊し費用が必須になってきます。だとしたら、その取壊し費用が肝になるのは誰でも分かることではないですか。しかも、普通の民家ではないので、取壊し費用が普通の金額ではないです。私の知り合いの専門家の方に聞くと、足場が道路にはみ出る状態になるのでかなり周辺に支障が出る事態となり、交通整理員も多数必要となって高額な取壊し費用がかかるので、とても2億円では済まないですよとされています。

ここは、もう一度原点に立ち返って調査したらどうですか。調査費がかかるのが嫌というならやめたらいいではないですか、いかがでしょうか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、解体費についての質問でございます。

解体費につきましては、先日の特別委員会におきましても破産管財人が手続を進めるに当たりまして民間事業者2者から見積りを徴しておりまして、こちらにつきましては建物解体とくい引き抜きを合わせまして約2億円程度ということでございます。

一方、市におきましても、公共積算での実施とはなりますが、国道185号に隣接しております福祉会館においても建物構造や解体工法が近い事例となりますので、福祉会館の解体実績から試算しましたところ、上物の解体部分で約2億700万円と見込んでいますところでございます。

以上のことから、解体費につきましては、先日特別委員会で説明させていただいたと

ころでございますが、おおむね妥当な線だと考えているところでございます。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） 特別委員会の中でも、図面を見ただけの調査、見積りだったと私は聞いています。きちんとした調査がされていないのだったら、私はきちんとした調査をするべきだと思います。きちんとして現場に行かれて調査をする費用を出せばいいではないですか、市が。いかがでしょうか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 公共事業におきまして、解体費、いわゆる福祉会館におきましてもそうございましたけども、解体をするということで先日お示しをさせていただきましたとおりの約 2 億 7 0 0 万円のような公共積算をした後、予算を組んだ上での実施設計という形で積算するところございまして、現段階におきましては先日お示しをさせていただきました 2 億 7 0 0 万円程度のものが公共としてのおおむねの解体費だと考えております。

また、業者 2 者からの見積りについてということではございますけれども、解体業者のほう代表印をつきまして責任を持って出された見積書については、一定には市の概算積算に近いものでございましたので、そちらについてもおおむね妥当な線だと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） 聞いてもあまりよく分からないですけど、ではなぜ、それではこの旧ゆめタウンの土地だけなのですか。私から見たら、要は市長の濃い親戚で元後援会長だからというふうにしか見えないんですけど、いかがでしょうか。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 先ほどの答弁の中でも御説明させていただいたとおりでございますが、今の旧イズミの建物に関しての元の所有の方が破産申請をされ、それを破産管財人がその財産の整理の中で民間の事業者等の活用ということも募集されて動かれた中ではありますが、結果としてあの建物を壊した上で活用するという事業者は現れなかったという中で、今後あの建物の所有者が破産したときには実質の所有者が誰もいない状況になります。そうした中で、その土地を所有されている方も困られるという中で、またその建物がこのままでずっと何十年も残っていくということを危惧された中で、破産管財人のほうか

ら土地所有者の方の了解も取っていただいて、市のほうに寄附をするのでその活用をいただきたいということの申出をいただいた中で、我々としてこの旧イズミのところを今後利活用していこうということでの市役所の跡地と一体的な形で活用を進めていこうと考えたものでございまして、旧所有者と市長との関係性について、それに基づいて判断したものではありません。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） でも、それなら駅前の放置された物件や市庁舎の周辺部の物件も要望があれば全て取壊しを公費に充てるということになりますが、それでいいのですか。それをしてもらえるということですか、今後。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 竹原市への寄附ということではございますけれども、本市が寄附を受ける上での前提につきましては、これまでもインフラ整備など行政上の必要がある場合には民間資産を取得させていただいているところでありまして、今回も新たな施設整備のエリアとして活用するため取得するものであります。

このため、今後につきましても、行政上必要がない資産につきましては寄附を受けることは考えていないところでございます。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） では、中心地にある例えば隣接する元居酒屋にしても、元パソコンショップにしても、郵便局にしても、NTTなどももし経営不振で空き家になった場合は市が取り壊すということですか。私から見て必要か必要でないかという判断基準が全く意味不明なのです。簡潔明瞭に、私でも意味が分かるように御説明をお願いします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 繰り返しの答弁にもなりますけれども、具体的な事業について現在あるわけではございませんけれども、前提として行政上の必要性がある場合には取得させていただくということでの説明となります。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） 市から見て必要か必要でないかという、その意味が僕から見て分かりません。この間にはぎわいづくりという曖昧な単語で言われていましたけど、必要か必要でないかの明確な答弁をお願いします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君）　まず、旧ゆめタウンのほうが必要かどうかという部分でございますが、こちらにつきましては現在にぎわいという言葉は議員のほうも使われておりますけども、複合施設、この中心市街地のエリアを拡大することによりましてにぎわいを創出し、人が集まる空間をつくっていくということでございます。そういう中で、それについては行政上必要なものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君）　1 番平井議員。

1 番（平井明道君）　にぎわいって言うのですが、私から見たら、ではイズミの跡地には、この土地でないと人が来る来ないという判断が私にはその基準が分からないのです。イズミの跡地には人が来て、では横の元居酒屋には人が来ないという。

それでは、なぜイズミの跡地だけには人が来るという理論的な説明をもう一度お願いします。

議長（大川弘雄君）　企画部長。

企画部長（國川昭治君）　まず、事業者が来るかどうかという部分でございますけども、これまでも破産管財人や市に対しましても小売業、あるいは飲食業、宿泊業などの民間事業者から問合せをいただいているところでございます。また、こうした案件を多く手がけるディベロッパー様からも事業参加の意向や複合施設のコンセプトやターゲット層に合わせた民間機能の出店についても前向きな御意見をいただいているところでございます。

現時点で、業種、業体を確定しているわけではございませんが、市民ワークショップやアンケート調査で市民ニーズをさらに具体化するとともに、サウンディング調査などで事業者側からの意見も踏まえながら、市民にとってよりよいエリアとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君）　1 番平井議員。

1 番（平井明道君）　よく分からないです、僕は。はっきり言いますが。

そもそも、僕が見て市道が縦と横に入っている土地で、なぜイズミの跡地の物件を今回の事業に組み入れたのかがやっぱり意味不明なのです。市道がある以上、それも4メートルとか幅が狭い道路ではないわけです。これを廃道するためには、まず関係地権者の全員の合意形成、議会議決も必要になってきます。私は、この道路を廃道するのには絶対反対ですし、建設課にお聞きしても里道——昔の三尺道ですね——90センチにも満たない小道を廃道する場合にあっても、周辺地権者の同意が必要でかなりの労力を要すると聞いて

います。市役所がにぎわいづくりという理由だけで片側1車線の8メートルもある道路を
廃道するなど言語道断だと思いますが、どんな理由でこの市道を廃道されるのですか、お
聞かせください。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 市道の廃道ということでございますけども、先ほど市長のほう
の答弁にもございましたように、新たな施設へのアクセス機能を確保しつつ、周辺にお住
まいの方の交通利便性も考慮して取り組み、合意形成に努めてまいりたいということで考
えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1番平井議員。

1番（平井明道君） では、合意形成が済んでからイズミの跡地も考えればいいのではな
いですか。一体的とかよく言われると思いますけど、僕はの間総務省に行ったときも思
ったのですが、市道を廃道にしなければ一体的にならずに解体の補助金も出ないのでは
ないですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 補助金につきましては、公共部分の補助金と民間誘導部分の補
助金については別々のメニューでございますので、補助金については財源として活用可能
と考えております。

議長（大川弘雄君） 1番平井議員。

1番（平井明道君） 本当ですかね、それ。この間聞いたのと違うのですよね。

次に行きます。

では、合意形成もできていない、取壊し費用も幾らになるか分からない、維持管理費も
分からない、けど議会に理解してくださいと2か月前からおっしゃっていますよね。私か
ら見たら、正気ですかと思うのです。寄附を受けたら実質スタートすることになるではな
いですか。それも、寄附を受けることだけが目的なのか、それがまさに私から見たら癒着
なのではないのかなって心配しているのです。廃道はこれからだということは、もし廃道
できなくても複合施設は今の土地で建てるから必要ないのであれば、初めからイズミ跡地
は必要ないのではないですか。理屈が破綻しているのですよね。なぜ、そこまでこじつけ
てまでイズミの跡地にこだわるのか、もう一度明確な答弁をお願いします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君）　まず、イズミの旧跡地も含めたエリア拡大についてでございますけれども、議員のほうからの質問でもございましたけれども、本市においては消滅可能都市ということで人口が減少しているという状況でございますけれども、こういった若い世代の竹原の方が市外に流出を、現在竹原市にはそういった施設がない、また中心市街地には古い建物しかないということで、流出しているという多くの意見をいただいているところでございます。

本市におきましても、他の自治体と同様に人口減少が続きまして、今後も厳しい情勢が見込まれるものとは考えておりますが、人口減少やにぎわい、活力の低下に少しでも歯止めをかけるために、市民ニーズを踏まえまして、多くの人々が集まり、多世代が交流できる、これまでにない新たな機能を設けた複合施設、あるいは民間施設、こういう複合施設、中心市街地ゾーンエリアの整備が必要だと考えております。

今回のエリア拡大で、解体費についてはということで先ほど説明させていただきましたとおり2億円程度で、補助金についても1億円程度見込んでおります。また、その後土地の使用料が歳入として見込まれるということで考えておりますので、解体費については財産上プラスに働くのではないかとというふうには考えております。

また、維持管理費につきましても、現在予定しております市民ホール、図書館、子育て支援、地域交流センター等を想定いたしまして、現在の予算額の積み上げでいくと約1億円程度ということになっております。しかしながら、施設を集約化することによりまして規模の縮減を図るとともに、これまで説明させていただいておりますとおり、民間主体の運営や新たな機械設備の省エネ化などによりまして、維持管理費の縮減効果を期待する一方で、図書館の機能拡大等もございますけれども、一定には縮減可能と考えているところでございます。

これらの要因も踏まえながら、現状の維持管理費をベースといたしまして複合施設のモデルプランや管理手法等も検討していくということで、経費の縮減についてもいろいろ縮減を図るよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（大川弘雄君）　1番平井議員。

1番（平井明道君）　要は、私から見たら市長が決めたことはどんなに理屈が曲がっていても、市に損害を与えることが分かっている、住民の理解がなくても事業を強引に進めるという理解でいいですね。

私は、この件に関しては全ての案を反対せざるを得ない。でなければ、議員としている

意味がありません。将来、住民訴訟が提起され、個人で損害賠償するわけにはいかないですし、どんなに美辞麗句を並べても、国の補助金があるにしても50%から60%は市が負担しなければなりません。財力が乏しければ、予算を削減するしかなくなる。ほかの事業も止まる。そこへ南海トラフ地震が来て、津波が来たら一気に財政破綻しますよね。国の補助金があるにしても、全部負担してくれるわけではないですし、この大事業をして、そのほかの事業には全く影響がないのですか。人口減少の中で、歳入が細る中で今は節約が一番肝腎なのではないのですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、事業費について説明させていただきたいと思います。

議員のほうからは50%程度は市の負担という今質問でございましたけども、これまでも説明させていただいておりますとおり、総事業費におきましては約74億円ということで説明させていただいておりますが、公共施設部分につきましてはまず2分の1、半分程度の補助金が活用できる、それ以外については起債ということで市のほうがいろいろな機関等で借金をしますけど、これに対して普通交付税として措置されるということで、市の負担額は公共部分でいいますとおおむね3割程度ということになっております。旧商業施設につきましては補助金のみということでございますので、解体費2億円程度に対しまして2分の1、約1億円程度の補助金を見込んでおりますので、市の一時的な負担は1億円程度。その後、使用料として民間のほうにお貸しした使用料をいただくことと考えておりますので、一時的な負担についてもこれは回収できるものと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1番平井議員。

1番（平井明道君） それは、全てうまくいった場合ですよね。私が総務省に聞いた場合に、起債で全部返ってくるわけではないですし、人口も減ってきている中でどこに起債で戻ってきているのか分からなくなるって先輩議員もおっしゃってございました。

人口が減ったら交付税も減りますし、一般的に事業をスタートする前に、私はもう一度具体的な中身の議論を煮詰めて、細部に至るまでリスク軽減をして、議会に同意を得て普通進めていくものだと思いますが、時間が浪費されるので次の質問に移ります。

次は、中心市街地活性化についての質問になります。

中心市街地というが、駅前を見て既に中心市街地活性化の意味が薄れているのは分かりますよね。中心に集中投資しても集客ができないことは既に地方都市では明らかであり、

国が中心市街地と言うのは、単なるコスト削減の意味で地方活性化ではありません。要するに、2つのものを1つにしました、はい、コストが減りました。その補助金を悪の財務省からいただくわけです。財務省は地方など眼中にありませんから、自動的に財政破綻して自治体を少なくしたいだけです。本来は、人間の体のように隙間なく全ての日本人が、日本のどこに住んでいても平等に行政サービスが受けられるように国土強靱化を図りながら国土開発をするべきです。一部だけ開発して、周辺部を無視するのは納税者に対する差別であり冒涇です。

今、道をそれていますが、もう少しお聞きください。

今、日本の国土は、相続人不明の土地が九州の面積に匹敵するくらいあると言われていきます。北海道やその周辺部は中国人が不動産を買いあさり、日本人が安心して暮らせなくなっています。これも国土開発を中心部だけにした財務省の仕業です。自治体も全て右に倣えになっています。日本人を苦しめ、外国人や外国企業、大企業だけを優遇する財務省のコストカット体質と、私から見た場合、今の竹原市が行っていることは一緒なのですよ。

忠海町は、市長、議長がいるので支所は閉鎖されず特別扱いされますが、吉名、荘野は出張所をいとも簡単に潰され、小梨町はいまだに道路さえともに拡張されません。東野町は避難所さえなく、大雨のたびに車を高いところに避難するしかありません。公共下水道も吉名の毛木沖に浄化センターがあるのにもかかわらず、吉名町は処理区域から外されています。北部も外されています。そして、超大型の複合施設ですが、中心市街地だけ投資するわけですか。箱物はいつか壊れますよ。ランニングコストも計算していないし、これからのインシヤルコスト、要は初期投資も考えなければなりません。将来の修繕費用も莫大なことになるでしょう。今の理事者側から見た周辺部の町、吉名町をどうお考えですか。お荷物ですか、お聞かせください。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

私語は慎んでください。

企画部長（國川昭治君） 議員のほうから中心部ばかりではないかという御意見でございますが、まず複合施設整備につきましては、市中心部において、先ほど議員のほうから南海トラフという御意見がありましたけども、非常に耐震性のない老朽化また分散化、狭小化した公共施設がございますが、まずこれらを再編し、民間機能とも連携しながら人が集まり、交流活動できる利便性の高い機能整備を目指しているというところでございま

す。

確かに、中心部だけということが今議員のほうからございましたけども、まずは中心部を整備する上で市内の各地域にこうした機能を整備することが、確かに議員が言われますように可能であればということはあるかと思えますけども、本市におきましては人口減少や少子高齢化、財産問題など、本市のみならず他の自治体も同様であるかと思えますけども、全ての地域においてこういう対応は難しい状態になっているものと考えております。

本市におきましても、市域全体での活力の低下が危惧される中で、まずは町の中心部に人が集まり、にぎわう機能空間を生み出すことが必要であるとともに、それを核として周辺エリアと連携を図り、事業効果を市域全体に波及できるよう様々な方策を検討してまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） お金がないって言うておきながら、複合施設はこんな大事業をして、言っていることとやっていることが違うのですよね。理事者側から見た場合、周辺部である吉名にしても、市道は私が生まれた昭和のままなのです。田畑も相続人がいなくなって、草木が生え、放置され、太陽光パネルもたくさんできて、今後発電できなくなって放置されてしまうのではないかと皆さん心配されておられます。南海トラフ地震で津波が来れば、吉名町は多分ほぼ壊滅することでしょう。ＪＲがなくなれば、ゴーストタウン化になるのではないかと思いますし、理事者側から見た周辺部の住民の生活も無視してはいけないと思います。吉名町民も有権者で納税者です。竹原の中心部ばかりに投資して、吉名にはなしですか。８０億円と言われていますが、このまま複合施設に投資して、結局市の財政を圧迫して、その他の事業はできなくなるのではないのですか。今後の市政運営に全く影響がないと言えるのですか。証明できるならお聞かせください。

議長（大川弘雄君） 傍聴の方、私語は駄目ですから。いいですか。

総務部長。

総務部長（向井直毅君） 財政運営に関する御質問でございます。

確かに今概算ではございますけれども、総額 74 億円というような概算事業費をお示しいたしておりますけれども、これもまた答弁が先日来からありましたが、あくまで概算事業費、これは上限額というふうに我々は捉えております。今後、74 億円という費用は確実にそれは将来の負担というのは重くのしかかってくるものと考えておりますので、これをいかにこの上限額からさらに縮減して、事業費を今後も縮減する中で事業を実施するた

めの方策というののも考えていかなければいけない。そうしなければ、今後の事業展開にもかなり影響を及ぼすということは間違いございませんので、今後この事業を推進するに当たっては、しっかり事業費を現状の概算額から可能な限り縮減する中で事業を推進していくことが必要であろうというふうには考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） コストの低減をするのだったらイズミの跡地の建物や駐車場を買わなかったら、5 億円か6 億円縮減しますよね。あと、僕はいろいろ勉強して聞かせていただいたのですが、公共工事は2 割増し、3 割増しになるっておっしゃる方が物すごい多いのです。1 0 0 万円の事業が1 2 0 万円、1 3 0 万円になると、1, 0 0 0 万円の事業が1, 2 0 0 万円、1, 3 0 0 万円になると、今回の事業は事業規模が全く違いますよね。例えば、7 4 億円の3 割増しになったら1 0 0 億円を超えるのです。そして、その割増分の追加分は補助メニューからも外れる可能性があるとお聞きしています。7 4 億円と1 0 0 億円は全く違います。別に、公金で自分の腹は痛まないからいいやというお考えなのかもしれませんが、もし7 4 億円を超えた場合、誰が責任を取られるのですか。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 特別委員会におきまして御説明させていただいております概算の事業費7 4 億円というものにつきましては、一つはあくまでも概算事業費であるということと、それから国へ提出する都市再生の計画上での金額ということで、一定には補助金を確保するという観点からも、膨らましているという語弊がございますけれども、一定に大きな金額として出させていただいているということと、それとあくまでも公共が実施する場合としての積算でございます。

ここで、先ほど議員おっしゃられたとおり、民間に比べて公共は少し高いのではないかとということをおっしゃられましたけれども、今回の整備の手法について御理解いただきたいのは、通常であれば基本設計とか実施設計をまずして、どういったものをどういう形で造り、それを造った後の管理というのはおおよそこれぐらいの管理経費がかかるであろうということも一定に想定した中で、皆さんにも絵姿というものをある程度少しお見せでき不中で、具体的に工事の費用等を、予算を確保させていただいて執行していくということでございますが、今回のものは最初申し上げているとおり、まず民間から事業者を募るという前提で、一つは旧イズミのところの土地も含めたエリアを確定させるということがま

ず必要でございます。そのエリアの中で、今サウンディングという民間の意向調査というものを、どういう企業だったらここに参入してきて建物を建設し、管理運営していただけるか、どういった内容だったらできるかということをいろんな事業者に対してアンケート等も含めてお聞きする調査というものを今始めたところでございまして、その調査結果も踏まえて、我々とすればどういう機能、例えば図書館、ホール、子育ての支援機能、そういった各種の施設の機能であるとか、あるいは規模、それから実際の整備の具体的な内容というものを要求書という形で整理させていただいて、これを公募のための外部に、皆さんの事業者にお見せして、民間からの事業を募っていくということでございますので、基本的には今さっき議員おっしゃられたような、民間に造っていただく経費という部分での事業の推進ということにもなりますし、民間が造っていただいた上で民間にも管理していただくということの前提でそういう募集をいたしますので、先ほど来からおっしゃられている管理運営経費が現時点で積算できていないというのは、当然これから民間事業者を募集していった上で、どういう施設をどういう運営の方法で造っていただくかというところをある程度確定させた段階において、そういった管理運営経費も積算されて、それも一緒の形の中で我々として事業をその事業者をお願いするという段取りになりますので、現時点でそういうものが全てお見せできないというところは御理解いただきたいと思いますし、これまでの公共で実施する事業とはそういった面で違うということを御理解いただきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） やっぱり理解できませんね、私はこの事業に対して。

議長（大川弘雄君） 質問をお願いします。

1 番（平井明道君） 新築であればどうしても計画が大きくなりがちです。何で修繕を考えて、その修繕の計画も全くされていないって特別委員会でおっしゃっていましたが、私はこんなに巨大な計画ができるほど竹原市に財力があるとは思えません。

どうして一度も修繕やリノベーションに対して見積りを計画しなかったのか、もう一度お聞かせください。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） これまで、平井議員のほうから全く考えていないということで今質問をいただいたところでございますけども、まず修繕につきましては、答弁にもございましたように、まずは耐震性がない建物でございまして、コンクリート強度が非常に課

題があるということで答弁させていただきましたとおり、また既存建物でございますので間仕切り等にも当然制限がございます。そういうものを活用し、リノベーションして使う経費と、また新築の再整備を比較したときには、再整備のほうが費用対効果はいいだろうということで、改修工事を全く考えていないということではなく、もうそういう状態にあるものなので、再整備をということで検討させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） そもそも、新庁舎も県から押しつけられて関連予算を含めると約 40 億円以上かかっていますが、先輩議員にお聞きすると、現庁舎を耐震補強すれば 20 億円程度で済むと理事者側から昔説明があったと聞いていますよ。いかがですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） その当時の話ということでございますけども、すみません、私はその部分は存じていないところでございますが、市庁舎を市庁舎として活用する場合の耐震工事ではそういう金額だったということで現在想定しているところでございます。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） おかしいですよ、高いか安いかわという経済比較は必ず必要だと思うのです。広島県庁も業務をしながら耐震補強されて、今は大変きれいになりましたけど、竹原市は仮事務所を造って今の庁舎を耐震補強するというのを全く考えなかったということですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） すみません、その当時の質疑までについては私は把握できていないところでございますけども、工事に当たりましては、議員の皆様には説明し、予算等の議決をいただいておりますものと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） 私は、この問題、この 2 か月間毎日考えてきました。どうしても腑に落ちないのが、イズミ物件はなぜ寄附を受けることを急ぐのか分からないのです。要は、イズミ物件がなければ複合施設もこんなに急ぐ必要ないですよ。市長が、頼まれて断れない状態になっているのではないのかな、だったら議会が拒絶して、道義的に今後の市政のルールがおかしくなってはいけませんので、公平公正という市役所の完全ルールを失

ってはいけないので、特定の人の利益のためだけの市役所になってはいけない、市民の信頼を失ってしまうのではなかろうかと、ずっとこの2か月間考えていました。

そもそも、3年前までお金がない、このままでは市が破綻するといって職員給与をカットしたわけですね。そして、今度はいきなり74億円ですか。維持管理費も分からない、破産した親戚の物件を肩代わりする、これは市役所ではないですね。民間会社ですよ、やっていることは。もう一度お聞きしますけど、道義的に今後市役所に中古物件の取り壊しを頼まれる方が殺到したら、全部受け取るということによろしいですか。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 先ほど、私のほうから御答弁させていただいたとおり、市長が誰かに頼まれてやっているということではございませんので、そのところはお間違いのないようお願いしたいと思いますし、この間の特別委員会に破産管財人の方が要請に基づいて出席していただいたと思います。その際に、皆様方からの御質疑の中で、この旧イズミの土地と建物について、市に寄附しようと考えた経緯等も含めて御説明があったと思いますし、破産管財人は破産整理の中で残った資産等をできるだけ多く債権者の方へ配分するための努力というものをなされることになっておりますし、その上でいろいろ手を尽くされた上で、先ほど申し上げたようになかなか民間事業者も手を挙げなかったということで、破産管財人さんのほうが今の市のほうへ寄附をしようということで御検討をいただいたということでございます。

その破産の経過の中で、当然裁判所から選任されている破産管財人でございますので、破産管財人のほうが裁判所と協議しながらの中で皆様方に御説明されたと思いますが、この9月の末を期限ということで申されたと思います。ですから、その9月末というものを私どもの期限として捉えて整理させていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（大川弘雄君） 1番平井議員。

1番（平井明道君） 幾ら検討された、いろいろされてきたと言いますが、ちゃんと検討したことが説明されていないですね、議会にも、市民にも。修繕は検討しない、維持管理費も分からない、イズミ物件の取壊し費用も2億円から1か月もたたないうちに2億5,000万円に跳ね上がる。一体幾らになるか分からない。市道も廃止、市民の合意形成もない。ないない尽くしで、それでも寄附を受けてスタートします。これは、市役所はそんな感じで事業を進めていくものなのですか。もう市役所ではないです、私から見た

ら。単なる好き嫌いで事業が決まるのですよね。納税者や有権者も関係なく、住民が泣こうがわめこうが苦しもうが、自分の周り、身内だけに予算をつけて、破産しても公費を投入する、これは公務員ではないです、もう。皆さん、公私混同し過ぎです。事務方トップの部署は、この事業を本当にいいって思ってるのでしょうか。それとも市長が言えば何でもオーケーなのですか、お聞かせください。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） この市役所跡地に関わっての公共施設の再整備につきましては、私が就任以前の平成20年代後半ぐらいからずっと検討されてきているというふうに伺っております。それは、今回市役所が旧合同庁舎のほうへ移転するということが決まり、今工事を進めているところでございますが、それに基づいてこの庁舎跡地をどのように活用していくかということを検討してきたところでございます。そうした中で、先ほど申し上げたような経緯をもって、破産管財人のほうから市のほうで活用していただくということであれば寄附をしようというお話をいただいております。その中で、旧イズミのところに民間企業が誘致できるというようなお話は、先ほど企画部長のほうからも御説明させていただいているとおりで、一定にいろんな方からの意向もいただいていることがございます。

また、今年度から、国土交通省がこうした中心市街地等への大規模な建物が残置されることを防ぐために補助制度というものも新たにをつくったところでございます。こういったことも、我々とすればちょうどそういう補助金も活用できるということがございましたので、一体的な整備というものを考えたところでございますし、企画部長のほうに申し上げたとおり、この土地の上に民間の機能というものが誘致できれば、我々が考えている公共施設と一体となって相乗効果が生まれるような施設というふうになると思いますので、私はこれは進めていくべき事業であるというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 1番平井議員。

1番（平井明道君） では、理事者側の意見は分かりました。この事業を、市民そして商業者は賛成されていますか。商工会議所は賛成されているのか、お話ししているのであればお聞かせください。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） この複合施設整備につきましては、いろいろ新聞等も含め、ケーブルテレビ等でも放送されているということで、一定には市民の皆さんにも伝わってい

るものと考えておりますし、商工会議所につきましては、先日市長のほうが講演会のほうに出席させていただいたときにも、複合施設について取り組んでいきたいということで講演の中でその内容について触れさせていただいております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） では、市民や商工会議所や竹原の商業者はみんな賛成しているというこの理解でよろしいですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 賛成かどうかという部分につきましては、アンケート調査におきましても当然反対される方、賛成される方とあると思います。先ほどの質問については、話をしているのかということでございましたので、そういう場で話をさせていただいたということで答弁させていただいております。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） アンケート調査というのが出たので言わせてもらうのですが、地元の交流センターの協力委員長の話では、企画政策課から各地域交流センターの委員を中心に 5 名から 6 名程度を対象にして、市長との意見交換会、まちづくりミーティングを実施している。令和 6 年 2 月 9 日の通知では、日程は令和 6 年 4 月から 9 月に実施するとなっているが、令和 6 年 8 月 26 日付で吉名地域交流センターは 10 月 11 日の 1 時半からまちづくりミーティングを決定するとなっていて、委員長は怒っているのです。なぜ、9 月に寄附を受け取った後にまちづくりミーティングをすることになったのか。吉名は、なぜ 10 月になったのか。今現在、議会の特別委員会で審議されているゆめタウンの取得問題は 9 月末までですよね。こんな大事な問題を、なぜ吉名が 10 月になったのかと聞いているのですが、その理由は分かりますか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まちづくりミーティングにつきましては、今年度、市内にございます地域交流センターのほうと連携しながら開催することとして準備させていただいたところでございます。日程等につきましても、昨年度末、各地域交流センターのほうにお邪魔しまして、参加者また日程等についても調整いただきたいということで企画政策課の職員が出向きまして説明させていただき、現在各交流センターと日程の調整をさせていただいているということでございます。ということで、日程等また参加者についても交流セ

ンターのほうに説明した上で調整してきたところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） 10 月では遅いって言われているのですよ、皆さん。9 月に寄附を受け取ったら、もう進めるしかなくなるのではないかって委員長も言っているのですけど、なぜ 10 月になったかの意味が分かりません。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 日程等については、先ほど説明させていただきましたとおり調整ということでございますけども、当然でございますけども、市長のほうが出向いてまちづくりミーティングを開催するということでございますので、市長等の日程等の調整もでございますので、9 月については議会中ということで、9 月はミーティングの日程を入れさせていただいていないという状況でございます。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） そもそもこの事業、市長が本当に市民に理解を得るのであれば、これを第一優先にして、いろんな交流センター、地域の市民にお話をしていくと思うのですけど、今回の吉名のまちづくりミーティングも、参加者が 5 名から 6 名程度にしてくださいと要望があった。町内は、吉名は 1 区から 10 区あるのです。自治会が 10 区まであって、本当だったら自治会長は全員この問題を聞きに行きたいっておっしゃる方もたくさんいます。本当に市民の理解を得るのだったら、本当にこの事業はもうのるかそるかですよ。竹原市の未来を決定づけるものなのであれば、このことは絶対に市民に理解を得ようと思うのだったら、9 月のことを 10 月にすることは僕は考えられないと思うのです。ただ、既成事実をつくる材料にするだけなのかなと思うのですが、そこはいかがですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、まちづくりミーティングについて説明させていただきたいと思いますが、そもそもまちづくりミーティングにつきましては、今回の議題、複合施設の説明会という趣旨で開催しているわけではございません。各地域における課題、またそれぞれ地域の方が思っていることをそれぞれ意見をいただき、市長のほう聞きながら施策のほうへ反映させていくということで取り組んでいるものでございまして、今回の事業を説明するための開催ではないということで説明させていただいております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1 番平井議員。

1 番（平井明道君） まちづくりミーティングの趣旨がそこではないって言われても、今一番市民の関心事はこの複合施設の問題ですよ。

これは最後になりますが、私に、いや、議員の皆さんみんなに送られてきていると思いますが、市民からの声を抜粋して読まさせていただきます。

タネット放送の定例市議会、新聞等々市民は興味を持って見えています。寄附されるというゆめタウンの跡地について、いろいろな問題、解体費用を考慮しても納得がいきません。市長の親戚、後援会会長、市長はノーと言えないのでしょうか。子供たちに大きな借金を残すことになるのではありませんか。

市長、市の幹部の職員、賛成される議員さん、責任を取る覚悟はありますか。タネット放送の特別委員会を見ました。副市長、部長の答弁にあきれてしまいました。市長の個人的な関係を守る茶番劇としか見れません。ランニングコストはどれくらいかかるか、商業施設が来るのか、その他もろもろやむやな答弁ばかり。自分たちにもはっきり分からない事案を出していますよね。

議員さんたち、ばかにされていませんか。みんなイエスマンばかりでどうにでもなると思われていませんか。しかも、9月には契約書を交わす、あと一か月余りで審議ができますか。それよりも先に進めなくてはならない事案がたくさんあります。庁舎、市民館の解体、賀茂川学園の建設、廃校になった学校、保育所、幼稚園等々の利活用、待ったなしでしょう。イズミの跡地の件、絶対に白紙に戻してください。市民みんなの強い希望です。

最後の最近送られた手紙には、長時間特別委員会、お疲れさまでした。新谷副市長、國川部長、井上課長のはっきりしない同じ答弁ばかり。議員さん、納得されましたか。私たち市民は、当然納得できるものではありません。寄附ありきのこそくな手段、議長、副議長さん、いいことだと思われていますか。議会軽視、市民の声を無視した市長の身勝手な政策行動を納得されていますか。私たち市民は怒っています。寄附をされるという土地、その建物の解体費用、どこの商業施設が来るか分からない。何年先かも分からない。維持管理費等々の増大なお金、それをお化け屋敷当然になっている学校、保育所、幼稚園の利活用に使って各地域をぜひ活性化させてください。井上課長さん、この課に配属されて6年間、何か進展がありましたか。この件について、市の職員さん何人かに聞いてみましたが、残念ながらいいことだと言った人は一人もいませんでしたよ。竹原市財政、人口、面積に見合った市民館、図書館、その他今まで計画された箱物で十分です。これ以上の箱物

はこれからの子供たちへの負担しかありません。いま一度よく考えられて、10年先を見据えた中身の濃いコンパクトなまちづくりをお願いします。

この手紙が市民の気持ちだと思います。今日傍聴に来ていただいた方も同じ思いだと思います。市長、私から見て、身内を優遇して旧イズミの土地建物を寄附を受け取るということを今後も強行していくのか、いま一度原点に立ち返り、竹原市民に寄り添った、竹原市の身の丈に合ったクリーンな事業の計画に見直していただけるのか、市長の考えを最後にお聞かせください。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 公共施設の再整備事業につきましては、先ほど来副市長が申し上げておりますとおり、庁舎の移転問題の時点から課題としてあったことであります。竹原市につきましては、合併を選択していない自治体として相当程度、議員も御承知のような財政構造から優位な財源がない中で、公共施設の整備が他の合併市町等に比べて遅れている状況にあったというように我々も認識しておりますし、多くの声が届けられているところであります。

この事業を急ぎという声がある一方で、その背景を考えると決してこの事業を進める時期が早いということとっておきません。市民に対して、市民が活用する十分な施設を一日も早く整備することが我々行政推進する立場としては必要なことというふうに認識してございます。

一方で、いろいろ議論があります経済性、財政の問題でありますとか、施設規模の問題、スケジュールの問題、様々ございます。経済性の問題につきましては、私も冒頭御説明を申し上げましたし、副市長等からも説明がありますとおり、国と十分な協議を行いながら、財政運営についての財源確保について取り組んできているところでございますし、確実な歳入確保に向けて、将来負担が大きく抑えられるような事業展開、または事業推進手法を採用しながら、市民の将来にわたっての負担を抑えるべく、しっかりとした運営を進めてまいりたいというふうにも思っているところであります。

また、この時期につきましては、先ほど来御懸念がありますけれども、昨日の同旨の一般質問にもお答えしましたとおり、私が先に縁戚関係にある方だからこそこういうものを持ってきたというふうに御懸念の声も昨日もありましたけれども、破産管財人から初めて提示を受けてこの話について事業のスタートを切ったということでございますので、その点は議員が御指摘されているようなことは全く一切ないというふうに私のほうからも申し

上げておきたいというふうに思います。

竹原市の公共施設の再整備事業につきましては、いずれにしても推進しなければいけない事業でございますし、昨年度から市民の皆様にも交わっていただき、また関係事業者または知見ある方々の意見も踏まえながら現時点の提案にも結びつけていること、そして併せて今年度もまだアンケート調査、またはいろんな会議、またはサウンディング調査などを含めながらこの事業を進めてまいりたいというふうにも思っているところでございます。

様々な意見がある中でございますが、確実な公共施設の再整備に向けて最大限の努力をし、市民の皆様には喜ばれる施設、または将来に禍根を残さない事業とすべく、最大限努力をしてまいりたいというふうにも私自身思っておりますので、御理解を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（大川弘雄君） いいですか。

以上をもって1番平井明道議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

今後のスケジュールですが、会期日程表のとおり9月13日午前9時から議会運営委員会、午前10時から本会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時48分 散会